

<h1>静岡市報</h1>	No. 24
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・11
- 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例・・・・・・・・15
- 静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例・・16
- 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例・・・・30
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
- 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・150
- 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・153
- 静岡音楽館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・155
- 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・156
- 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・157
- 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・158
- 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・159
- 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
- 静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・166
- 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・169
- 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
- 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・173
- 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例	186
○静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	191
○静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	207
○静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	214
○静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	220
○静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	227
○静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	234
○静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	247
○静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	251
○静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	258
○静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	262
○静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	268
○静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	272
○静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	277
○静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	286
○静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改	

正する条例	290
○静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	294
○静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	297
○静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	306
○静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	310
○静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	313
○静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例	316
規 則	
○静岡市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	318
○静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則	319
訓 令	
○静岡市職員服務規程の一部改正	321
告 示	
○児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示	325
○静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又は扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示	331
○静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示	344

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第1号）
職員に支給する児童相談業務手当及び家畜伝染病防疫作業手当等の額を定めるとともに、有害鳥獣捕獲等業務手当の創設等について、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第2号）
清水辻団地の廃止に伴い、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例（令和3年静岡市条例第3号）
食品衛生法の一部改正に伴い必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。
-
- ◇ 静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第4号）
行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第5号）
附属機関の名称、所掌事務及び委員の構成を変更するため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市職員定数条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第6号）
市長の事務部局等における職員定数を改めるため、所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第7号）
市立こども園における人材確保及び処遇改善を図るため、保育教諭給料表について所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第8号）
市立こども園における人材確保及び処遇改善を図るため、保育教諭給料表について所要の改正をすることとした。
-
- ◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第9号）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び食品衛生法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市介護保険条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第10号）

介護保険法施行令の一部改正及び第8期介護保険事業計画に基づき、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第11号）

インターネット配信用機材の設置に伴い利用料金を設定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡音楽館条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第12号）

インターネット配信用機材の設置に伴い利用料金を設定するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第13号）

飯田生涯学習交流館の建て替えに伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第14号）

安東小学校グラウンドに夜間照明施設を設置することに伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第15号）

静岡市放課後児童健全育成事業における放課後児童支援員の資格要件を緩和するため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市都市公園条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第16号）

清水日本平運動公園の球技場の占用区分及び使用料等を改めるため、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第17号）

道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第18号）

道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第19号）

峰山小学校を廃止することに伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市火災予防条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第20号）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第21号）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第22号）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第23号）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第24号）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第25号）

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

こととした。

-
- ◇ 静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第26号）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第27号）

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第28号）

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第29号）

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第30号）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

-
- ◇ 静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第31号）

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第32号）

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第33号）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第34号）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第35号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第36号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第37号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第38号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第39号）

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第40号）

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第41号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第42号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例（令和3年静岡市条例第43号）

令和3年度の組織機構改正により市長公室及び危機管理総室が創設されることに伴い、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「指導等」を「指導、一時保護等」に改める。

第5条第7項中「有する家畜又は伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する」を「有し、又は有する疑いのある家畜等に対し市規則で定める」に改める。

別表中

「			を
	児童相談業務手当	日額 320円	」
「			に、
	児童相談業務手当	日額 1,000円	」
「			を
	家畜伝染病防疫作業手当	日額300円の範囲内で市規則で定める額	」
「			に
	家畜伝染病防疫作業手当	日額380円の範囲内で市規則で定める額	」

改める。

第2条 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「、地域リハビリテー

ション推進センター又は障害者歯科保健センター」を「又は地域リハビリテーション推進センター」に改め、同条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 有害鳥獣捕獲等業務手当

第9条に次の1項を加える。

6 有害鳥獣捕獲等業務手当は、職員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による許可を受けて行う鳥獣の捕獲若しくは殺処分又は当該鳥獣の搬送若しくは死体の焼却若しくは埋却の業務に従事したときに支給する。

別表中

「	看護専門学校教務手当	日額 600円	を
	家畜保健衛生業務手当	日額 260円	
」			
「	看護専門学校教務手当	日額 600円	に、
」			
「	夜間看護手当	勤務1回につき3,800円の範囲内で市規則で定める額	を
」			
「	夜間看護手当	勤務1回につき8,600円の範囲内で市規則で定める額	に、
」			
「	昇降機検査手当	日額 200円	を
」			

「	昇降機検査手当	日額 200円	」に
	有害鳥獣捕獲等業務手当	日額 440円	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）第4条第3項、第5条第7項及び別表の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(特殊勤務手当の内払)

- 3 改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の特殊勤務手当条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市営住宅条例の一部を改正する条例

静岡市営住宅条例（平成15年静岡市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

中島団地	静岡市駿河区中島
清水辻団地	静岡市清水区宮下町

を

」

「

中島団地	静岡市駿河区中島
------	----------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第3号

静岡市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項の規定に基づき、市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

(設備に関する基準)

第2条 政令第8条第1項の規定により食品衛生検査施設の設備について条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- (2) 純水装置、定温乾燥機、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

(職員の配置に関する基準)

第3条 政令第8条第1項の規定により食品衛生検査施設の職員の配置について条例で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
(静岡市食品衛生法の施行等に関する条例の廃止)
- 2 静岡市食品衛生法の施行等に関する条例（平成15年静岡市条例第167号）は、廃止する。

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第4号

静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年静岡市条例第15号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例
第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項の規定に基づき、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、情報通信技術を活用した行政の推進、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号に後段として次のように加え、同号を同条第8号とする。

この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条第6号に後段として次のように加え、同号を同条第7号とする。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の市の機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の市の機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 民間事業者 個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第3条第2号に規定する行政機関等を除く。）をいう。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められ

る部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「より、」の次に「規則等で定める」を加え、「(市の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、

「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等に」に改め、「当該署名等に」を削る。

第7条を次のように改める。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事務所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第5号

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者 3 外国籍を有する者等であつて、市内に1年以上連続して居住する者	2年	委員の互選により定める者
-------------	--------------------------------	-------	--------------------------------------------------------------------------	----	--------------

を

」

「

静岡市多文化共生協議会	多文化共生に係る基本的施策及び重要事項について審議すること。	14人以内	1 多文化共生に関し優れた識見を有する者 2 関係団体を代表する者	2年	委員の互選により定める者
-------------	--------------------------------	-------	--------------------------------------	----	--------------

			<p>3 外国籍を有する者等であつて、市内に1年以上連続して居住する者</p> <p>4 日本国籍を有する市民</p>		
--	--	--	-------------------------------------------------------------	--	--

に、

「

静岡市福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送運営協議会	道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送の登録等の必要性、旅客から収受する対価その他重要な事項について調査審議すること。	15人以内	<p>1 福祉有償運送及び公共交通空白地有償運送に関し優れた識見を有する者</p> <p>2 一般旅客自動車運送事業に係る団体の代表者</p> <p>3 一般旅客自動車運送事業の運転者が組織する団体の代表者</p> <p>4 町内会及び自治会の代表者</p> <p>5 福祉関係団体の代表者</p> <p>6 関係行政機関の職員</p> <p>7 市職員</p>	2年	委員の互選により定める者
-----------------------------	------------------------------------------------------------------------------------	-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	--------------

を

」

「

静岡市自家用有償 旅客運送運営協議 会	道路運送法（昭和 26年法律第183号） に基づく自家用有 償旅客運送の登録 等の必要性、旅客 から収受する対価 その他重要な事項 について調査審議 すること。	15人以内	1 自家用有償旅 客運送に関し優 れた識見を有す る者 2 一般旅客自動 車運送事業に関 係する団体の代 表者 3 一般旅客自動 車運送事業の運 転者が組織する 団体の代表者 4 町内会及び自 治会の代表者 5 福祉関係団体 の代表者 6 関係行政機関 の職員 7 市職員	2年	委員の互選 により定め る者
---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----	----------------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第6号

静岡市職員定数条例の一部を改正する条例

静岡市職員定数条例（平成15年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 市長の事務部局の職員 4,074人

第2条第5号を次のように改める。

(5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 3,421人

第2条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,040人

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第7号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

1	149,900	201,200	253,600	312,800	351,000
2	151,100	203,000	255,600	315,100	353,500
3	152,300	204,800	257,600	317,400	355,900
4	153,500	206,500	259,600	319,600	358,400
5	154,700	208,200	261,600	321,800	360,800
6	155,900	210,100	263,600	324,000	363,200
7	157,100	212,000	265,600	326,100	365,600
8	158,300	213,800	267,600	328,200	368,000
9	159,400	215,600	269,600	330,300	370,100
10	160,700	217,500	271,600	332,200	372,300
11	161,900	219,400	273,600	334,100	374,400
12	163,100	221,300	275,600	336,000	376,500
13	163,900	223,200	277,600	337,800	378,400
14	165,600	225,100	279,600	339,700	380,300
15	167,300	227,000	281,600	341,600	382,200
16	169,000	228,900	283,500	343,500	384,100
17	170,700	230,800	285,400	345,300	385,700

18	172,400	232,700	287,400	347,200	387,500
19	174,100	234,600	289,400	349,100	389,300
20	175,800	236,500	291,300	351,000	391,000
21	177,500	238,400	293,200	352,800	392,500
22	179,200	240,400	295,200	354,700	394,200
23	180,900	242,400	297,200	356,600	395,800
24	182,000	244,300	299,100	358,500	397,400
25	183,100	246,200	301,000	360,300	398,800
26	184,200	248,200	303,000	362,100	400,400
27	185,500	250,200	305,000	363,900	402,000
28	186,800	252,100	306,900	365,600	403,500
29	188,100	254,000	308,800	367,300	405,000
30	189,600	256,000	310,800	369,100	406,300
31	191,000	258,000	312,800	370,900	407,600
32	192,300	260,000	314,700	372,600	408,900
33	193,700	262,000	316,600	374,300	410,000
34	195,400	264,000	318,600	375,900	411,300
35	197,100	266,000	320,500	377,500	412,500
36	198,800	268,000	322,400	379,100	413,700
37	200,400	270,000	324,300	380,700	414,800
38	202,100	272,000	326,300	382,200	415,900
39	203,800	274,000	328,200	383,700	416,900
40	205,400	276,000	330,100	385,100	417,900
41	207,000	278,000	332,000	386,500	418,800
42	208,700	280,000	334,000	387,700	419,700
43	210,400	282,000	335,900	388,900	420,600
44	212,000	284,000	337,800	390,000	421,400
45	213,600	286,000	339,700	391,100	422,100
46	215,300	288,000	341,700	392,100	422,900
47	217,000	290,000	343,600	393,100	423,600

を

48	218,600	292,000	345,500	394,000	424,200
49	220,200	294,000	347,400	394,900	424,600
50	221,900	296,000	349,400	395,600	425,400
51	223,500	298,000	351,300	396,300	426,200
52	225,100	300,000	353,200	397,000	426,900
53	226,700	302,000	355,100	397,700	427,500
54	228,400	304,000	356,900	398,200	428,200
55	230,000	306,000	358,600	398,700	428,900
56	231,600	308,000	360,300	399,200	429,500
57	233,200	310,000	362,000	399,700	430,000
58	234,900	312,000	363,500	400,200	430,700
59	236,500	314,000	365,000	400,700	431,300
60	238,100	316,000	366,500	401,200	431,900
61	239,700	318,000	368,000	401,700	432,500
62	241,300	319,700	369,300	402,200	433,000
63	242,900	321,400	370,600	402,700	433,500
64	244,500	323,000	371,800	403,200	434,000
65	246,100	324,600	373,000	403,600	434,500
66	247,700	326,000	374,000	404,100	
67	249,300	327,400	375,000	404,600	
68	250,800	328,800	376,000	405,000	
69	252,300	330,100	377,000	405,400	
70	253,800	331,300	377,800	405,900	
71	255,300	332,500	378,600	406,400	
72	256,700	333,700	379,300	406,800	
73	258,100	334,900	380,000	407,200	
74	259,400	336,000	380,500	407,600	
75	260,700	337,100	381,000	408,000	
76	262,000	338,100	381,500	408,400	
77	263,300	339,100	382,000	408,800	
78	264,400	340,000	382,500	409,200	

79	265,500	340,900	383,000	409,600	
80	266,600	341,800	383,500	409,900	
」					
「					
1	151,800	201,200	253,600	312,800	351,000
2	153,400	203,000	255,600	315,100	353,500
3	155,000	204,800	257,600	317,400	355,900
4	156,600	206,500	259,600	319,600	358,400
5	158,200	208,200	261,600	321,800	360,800
6	159,800	210,100	263,600	324,000	363,200
7	161,400	212,000	265,600	326,100	365,600
8	163,000	213,800	267,600	328,200	368,000
9	164,600	215,600	269,600	330,300	370,100
10	166,200	217,500	271,600	332,200	372,300
11	167,800	219,400	273,600	334,100	374,400
12	169,400	221,300	275,600	336,000	376,500
13	171,000	223,200	277,600	337,800	378,400
14	172,700	225,100	279,600	339,700	380,300
15	174,400	227,000	281,600	341,600	382,200
16	176,100	228,900	283,500	343,500	384,100
17	177,800	230,800	285,400	345,300	385,700
18	179,500	232,700	287,400	347,200	387,500
19	181,300	234,600	289,400	349,100	389,300
20	183,100	236,500	291,300	351,000	391,000
21	184,900	238,400	293,200	352,800	392,500
22	186,800	240,400	295,200	354,700	394,200
23	188,700	242,400	297,200	356,600	395,800
24	189,800	244,300	299,100	358,500	397,400
25	190,900	246,200	301,000	360,300	398,800
26	192,000	248,200	303,000	362,100	400,400

27	193,300	250,200	305,000	363,900	402,000
28	194,600	252,100	306,900	365,600	403,500
29	195,900	254,000	308,800	367,300	405,000
30	197,300	256,000	310,800	369,100	406,300
31	198,700	258,000	312,800	370,900	407,600
32	200,000	260,000	314,700	372,600	408,900
33	201,300	262,000	316,600	374,300	410,000
34	202,900	264,000	318,600	375,900	411,300
35	204,500	266,000	320,500	377,500	412,500
36	206,100	268,000	322,400	379,100	413,700
37	207,700	270,000	324,300	380,700	414,800
38	209,300	272,000	326,300	382,200	415,900
39	210,900	274,000	328,200	383,700	416,900
40	212,500	276,000	330,100	385,100	417,900
41	214,100	278,000	332,000	386,500	418,800
42	215,600	280,000	334,000	387,700	419,700
43	217,100	282,000	335,900	388,900	420,600
44	218,600	284,000	337,800	390,000	421,400
45	220,100	286,000	339,700	391,100	422,100
46	221,600	288,000	341,700	392,100	422,900
47	223,100	290,000	343,600	393,100	423,600
48	224,600	292,000	345,500	394,000	424,200
49	226,100	294,000	347,400	394,900	424,600
50	227,600	296,000	349,400	395,600	425,400
51	229,100	298,000	351,300	396,300	426,200
52	230,600	300,000	353,200	397,000	426,900
53	232,100	302,000	355,100	397,700	427,500
54	233,500	304,000	356,900	398,200	428,200
55	234,900	306,000	358,600	398,700	428,900
56	236,300	308,000	360,300	399,200	429,500
57	237,700	310,000	362,000	399,700	430,000

に

58	239,100	312,000	363,500	400,200	430,700
59	240,500	314,000	365,000	400,700	431,300
60	241,900	316,000	366,500	401,200	431,900
61	243,300	318,000	368,000	401,700	432,500
62	244,700	319,700	369,300	402,200	433,000
63	246,100	321,400	370,600	402,700	433,500
64	247,500	323,000	371,800	403,200	434,000
65	248,900	324,600	373,000	403,600	434,500
66	250,200	326,000	374,000	404,100	
67	251,500	327,400	375,000	404,600	
68	252,800	328,800	376,000	405,000	
69	254,100	330,100	377,000	405,400	
70	255,300	331,300	377,800	405,900	
71	256,500	332,500	378,600	406,400	
72	257,700	333,700	379,300	406,800	
73	258,900	334,900	380,000	407,200	
74	260,100	336,000	380,500	407,600	
75	261,300	337,100	381,000	408,000	
76	262,500	338,100	381,500	408,400	
77	263,700	339,100	382,000	408,800	
78	264,700	340,000	382,500	409,200	
79	265,700	340,900	383,000	409,600	
80	266,700	341,800	383,500	409,900	

J

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第8号

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表の種類 号給	行政職給料表		医療職給料表 (1)	医療職給料表 (2)	医療職給料表 (3)	保育教諭 給料表	高等学校 等教育職 給料表	小学校中 学校教育 職給料表
	1級	2級	1級	1級	1級	1級	1級	1級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	136,900	194,300	302,400	157,500	188,600	151,800	150,000	160,000
2	138,000	196,400	306,000	159,100	190,900	153,400	151,500	161,500
3	139,100	198,500	309,600	160,700	193,200	155,000	153,000	163,000
4	140,200	200,600	313,200	162,300	195,500	156,600	154,500	164,500
5	141,200	202,700	316,300	163,900	197,400	158,200	155,700	166,100
6	142,300	204,800	320,200	165,500	198,800	159,800	157,500	168,000
7	143,400	206,900	324,100	167,100	200,200	161,400	159,300	169,800
8	144,500	209,000	328,000	168,700	201,600	163,000	161,100	171,600

9	145,600	211,000	331,200	170,300	202,900	164,600	162,800	173,300
10	146,900	213,200	335,200	171,900	204,400	166,200	164,700	175,400
11	148,200	215,400	339,200	173,500	205,900	167,800	166,600	177,400
12	149,500	217,600	343,200	175,100	207,400	169,400	168,500	179,400
13	150,700	219,600	346,500	176,700	208,500	171,000	170,300	181,300
14	152,100	221,800	350,300	178,300	208,800	172,700	172,500	183,500
15	153,500	224,000	354,100	179,900	209,200	174,400	174,700	185,700
16	154,900	226,200	357,900	181,500	209,800	176,100	176,900	187,900
17	156,300	228,300	361,000	183,100	210,300	177,800	179,000	190,100
18	157,700	230,500	364,900	184,100	211,300	179,500	181,500	192,700
19	159,100	232,700	368,800	185,700	212,300	181,300	184,000	195,200
20	160,500	234,900	372,700	187,300	213,400	183,100	186,100	197,700
21	161,900	237,000	375,600	188,900	214,700	184,900	188,000	200,200
22	164,500	239,200	379,500	190,000	216,200	186,800	189,300	201,900
23	167,100	241,400	383,400	191,600	217,700	188,700	190,600	203,600
24	169,700	243,600	387,300	193,200	219,200	189,800	191,700	205,300
25	172,300	245,700	390,600	194,800	220,300	190,900	192,700	206,800
26	173,900	247,900	393,500	196,000	222,100	192,000	193,900	208,200
27	175,500	250,100	396,400	197,800	223,900	193,300	195,000	209,800
28	177,100	252,300	399,300	199,600	225,700	194,600	196,200	211,300
29	178,700	254,300	401,900	201,400	227,300	195,900	197,300	213,000
30	180,100	256,500	404,500	202,800	228,900	197,300	199,000	214,700
31	181,500	258,700	407,100	204,100	230,500	198,700	200,700	216,400
32	182,900	260,900	409,700	205,400	232,100	200,000	202,400	218,100
33	184,200	262,900	411,900	206,700	233,500	201,300	203,900	219,400
34	185,500	265,000	414,500	208,000	235,100	202,900	205,400	221,100
35	186,700	267,100	417,100	209,700	236,700	204,500	206,900	222,800
36	187,900	269,200	419,700	211,400	238,300	206,100	208,400	224,500
37	189,000	271,100	422,100	213,100	239,600	207,700	209,700	225,900
38	190,400	273,200	424,500	214,400	241,300	209,300	211,500	227,600

39	191,700	275,300	426,900	215,800	243,000	210,900	213,300	229,300
40	193,000	277,400	429,300	217,200	244,700	212,500	215,100	231,000
41	194,300	279,400	431,400	218,600	246,000	214,100	216,800	232,600
42	196,400	281,500	433,500	220,100	247,700	215,600	218,800	234,300
43	198,500	283,600	435,600	222,100	249,400	217,100	220,800	235,900
44	200,600	285,700	437,700	224,100	251,100	218,600	222,800	237,500
45	202,300	287,500	439,600	226,100	252,600	220,100	224,600	239,200
46	204,300	289,600	442,500	227,400	254,300	221,600	226,400	240,700
47	206,300	291,700	445,400	229,400	256,000	223,100	228,200	242,000
48	208,300	293,800	448,300	231,400	257,700	224,600	230,000	243,400
49	210,300	295,400	450,900	233,400	258,900	226,100	231,700	244,600
50	212,400	297,500	453,500	235,100	260,500	227,600	233,600	246,000
51	214,500	299,600	456,100	237,200	262,100	229,100	235,500	247,400
52	216,600	301,700	458,700	239,300	263,700	230,600	237,400	248,600
53	218,400	303,200	461,300	241,400	265,000	232,100	239,100	249,700
54	220,400	305,300	463,900	243,300	266,800	233,500	240,900	251,100
55	222,400	307,400	466,500	245,500	268,600	234,900	242,700	252,300
56	224,400	309,500	469,100	247,700	270,400	236,300	244,500	253,300
57	226,300	311,200	471,700	249,900	271,400	237,700	246,300	254,500
58	228,400	313,300	474,300	251,500	273,300	239,100	248,100	255,700
59	230,500	315,400	476,900	253,800	275,200	240,500	249,900	256,800
60	232,600	317,500	479,500	256,100	277,100	241,900	251,700	258,000
61	234,600	319,000	481,800	258,300	278,300	243,300	253,400	259,400
62	236,600	321,100	484,200	260,300	280,000	244,700	255,200	260,200
63	238,600	323,200	486,600	262,600	281,700	246,100	257,000	261,400
64	240,600	325,300	489,000	264,800	283,400	247,500	258,800	262,300
65	242,400	327,000	491,100	267,000	284,700	248,900	260,200	263,300
66	243,900	329,100	493,500	269,000	286,400	250,200	262,100	264,700
67	245,400	331,200	495,900	271,200	288,100	251,500	264,000	265,800
68	246,900	333,200	498,300	273,300	289,800	252,800	265,900	267,100
69	248,400	335,200	500,500	275,400	291,200	254,100	267,400	268,700

70	249,400	337,100	502,600	277,400	292,800	255,300	268,800	270,200
----	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第9号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
魚介類等行商許可申請	1件につき 2,770円
魚介類等行商許可の記章の再交付	1件につき 730円

を

」

「

温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認申請	1件につき 7,400円
--------------------------	--------------

に、

」

「

飲食店営業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
喫茶店営業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,600円

	(更新の場合は4,800円)
冰雪販売業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
集乳業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
乳酸菌飲料製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
乳類販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は4,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
あん類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
めん類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は7,000円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,000円

を

	(更新の場合は10,500円)
冰雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
みそ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
醤油製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
ソース類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
魚肉練り製品製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は8,000円)
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
マーガリン又はショートニング製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は10,500円)

飲食店営業許可申請	1件につき 16,000円
-----------	---------------

	(更新の場合は12,800円)
調理の機能を有する自動販売機による調理販売営業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
食肉販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類販売業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
魚介類競り売り営業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
集乳業許可申請	1件につき 9,600円 (更新の場合は7,680円)
乳処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
特別牛乳搾取処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉処理業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食品の放射線照射業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
菓子製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
アイスクリーム類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)
乳製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
清涼飲料水製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
食肉製品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)
水産製品製造業許可申請	1件につき 21,000円

	(更新の場合は16,800円)	に
氷雪製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
液卵製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
食用油脂製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
みそ又はしょうゆ製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)	
酒類製造業許可申請	1件につき 16,000円 (更新の場合は12,800円)	
豆腐製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
納豆製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
麺類製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
そうざい製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
複合型そうざい製造業許可申請	1件につき 30,000円 (更新の場合は24,000円)	
冷凍食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
複合型冷凍食品製造業許可申請	1件につき 30,000円 (更新の場合は24,000円)	
漬物製造業許可申請	1件につき 14,000円 (更新の場合は11,200円)	
密封包装食品製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)	
食品の小分け業許可申請	1件につき 14,000円	

	(更新の場合は11,200円)
添加物製造業許可申請	1件につき 21,000円 (更新の場合は16,800円)

改める。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7(第2条関係)

建築関係手数料

区分		手数料の額 (1件につき)
建築物に関する確認申請又は計画通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	10,000円
等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の審査の申出を含む。以下同じ。)	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	28,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	38,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	96,000円
建築設備等に関する確認申請又は計画通知	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	210,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	360,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	660,000円
知	建築設備(小荷物専用昇降機を除く。以下この表において同じ。)を設置する場合	18,000円
	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,000円

	小荷物専用昇降機を設置する場合	9,000円
	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合	6,000円
	工作物を築造する場合	17,000円
	確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	9,000円
建築物（特定工程に係るものを除く。）に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	15,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	18,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	24,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	33,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	55,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	74,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	171,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	244,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	449,000円
	特定工程に係る建築物に関する完了検査申請又は完了通知	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの
床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの		16,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの		22,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの		31,000円
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方		52,000円

	メートル以下であるもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	69,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	161,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	234,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	439,000円
建築設備等に関する	建築設備を設置する場合	26,000円
完了検査申請又は完了通知	小荷物専用昇降機を設置する場合	18,000円
	工作物を築造する場合	21,000円
建築物に関する中間	床面積の合計が30平方メートル以下であるもの	14,000円
検査申請又は特定工程の完了通知	床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下であるもの	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下であるもの	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下であるもの	30,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	50,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	68,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	145,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるもの	204,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	391,000円
	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請	120,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請	27,000円
	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請	33,000円

公衆便所等の道路内における建築許可申請	33,000円
道路内における建築認定申請	27,000円
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請	160,000円
壁面線外における建築許可申請	160,000円
用途地域等における用途地域等における特例許可を受けた建築物の増 特例許可申請	120,000円
建築、改築又は移転に係る場合	
住居の環境の悪化を防止するために必要な措置が 講じられている建築物の建築に係る場合	140,000円
その他の場合	180,000円
特殊建築物等敷地許可申請	160,000円
建築物の延べ面積の特例許可申請	160,000円
建築物の建蔽率の特例許可申請	33,000円
建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請	33,000円
建築物の敷地面積の許可申請	160,000円
建築物の高さの特例認定申請	27,000円
建築物の高さの許可申請	160,000円
日影による建築物の高さの特例許可申請	160,000円
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る 認定申請	27,000円
特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請	160,000円
高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位 置の特例許可申請	160,000円
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請	160,000円
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許 可申請	160,000円
都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又 は壁面の位置の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請	160,000円
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ及び構造に関する	160,000円

制限の適用除外に係る許可申請		
景観地区における建築物の高さの特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の壁面の位置の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の敷地面積の特例許可申請		160,000円
景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の容積率、建蔽率、高さ又は用途に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画の再開発等促進区又は沿道地区計画の沿道再開発等促進区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
地区計画等の区域における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請		160,000円
特定建築物地区整備計画において建築物の容積率の最低限度等が定められている等の区域における建築物の容積率の特定認定申請		27,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
地区計画等の区域における建築物の建蔽率の特例認定申請		27,000円
予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請		160,000円
仮設建築物建築許可申請		120,000円
特別の必要がある仮設建築物建築許可申請		160,000円
一団地内に建築される建築物の特例認定申請	建築物の数が1又は2である場合	78,000円
	建築物の数が3以上である場合	78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
広い空地を有する一団地内に建築される建築物の特例許可申請	建築物の数が1又は2である場合	220,000円
	建築物の数が3以上である場合	220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
既存建築物を前提とした敷地内に広い空地を有する総合的設計による建築物の特例許可申請	建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	78,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が1である場合	220,000円
	建築物（一敷地内認定建築物を除く。）の数が2以上である場合	220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額

			乗じて得た額を 加算した額
一般地内許可建築物 以外の建築物の建築 許可申請	建築物（一般地内許可建築物を除く。）の数が1で ある場合		220,000円
	建築物（一般地内許可建築物を除く。）の数が2以 上である場合		220,000円に1を 超える建築物の 数に28,000円を 乗じて得た額を 加算した額
	一団地内又は一団の土地の区域内の建築物の認定又は許可の取消申請		6,400円に現に存 する建築物の数 に12,000円を乗 じて得た額を加 算した額
	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、 外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		27,000円
	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定 申請		27,000円
	既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関す る認定申請		27,000円
	興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請		120,000円
	特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可申請		160,000円
	要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの 容積率の特例許可申請		160,000円
長期優良住宅	住宅を新築する場合 登録住宅性能評価 機関が交付した長期優良住宅の普及 の促進に関する法律（平成20年法律 第87号）第6条第	一戸建ての住宅	15,000円
		一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数 が5までであ るもの 5,000円に総戸数 を乗じて得た額
		1棟の総戸数 が6から10ま	

建築等計画認定申請	1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面（以下「長期使用構造等適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅	1棟の総戸数が11から50までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
	長期使用構造等適合証を添付せず、かつ、住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。以下同じ。）を添付した場合	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	10,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が101から200までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が201以上であるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額	
		19,000円		

			あるもの	
	長期使用構造等適	一戸建ての住宅		52,000円
	合証及び住宅性能	一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数	24,000円に総戸
	評価書を添付しな	宅	が5までであ	数を乗じて得た
	い場合		るもの	額
			1棟の総戸数	19,000円に総戸
			が6から10ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数	15,000円に総戸
			が11から25ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数	13,000円に総戸
			が26から50ま	数を乗じて得た
			でであるもの	額
			1棟の総戸数	11,000円に総戸
			が51から100	数を乗じて得た
			までであるも	額
			の	
			1棟の総戸数	10,000円に総戸
			が101から300	数を乗じて得た
			までであるも	額
			の	
			1棟の総戸数	9,000円に総戸数
			が301以上で	を乗じて得た額
			あるもの	
	住宅を増	長期使用構造等適	一戸建ての住宅	22,000円
	築し、又	合証を添付した場	一戸建ての住宅以外の住	1棟の総戸数
	は改築す	合	宅	7,000円に総戸数
	る場合		が5までであ	を乗じて得た額
			るもの	
			1棟の総戸数	6,000円に総戸数

		が6から10までであるもの	を乗じて得た額
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	4,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が51から200までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が201以上であるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額
長期使用構造等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅		76,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	35,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	28,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	22,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	20,000円に総戸数を乗じて得た額
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	17,000円に総戸数を乗じて得た額

					までであるもの	額
					1棟の総戸数が101から200	16,000円に総戸数を乗じて得たまでであるもの
					1棟の総戸数が201から300	15,000円に総戸数を乗じて得たまでであるもの
					1棟の総戸数が301以上	14,000円に総戸数を乗じて得たあるもの
長期優良住宅建築等計画の変更の場合（譲受人の決定のみを事由とする計画の変更を除く。）	住宅を新築する場合	長期使用構造等適合住宅証を添付した場合	一戸建ての住宅			7,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	2,500円に総戸数を乗じて得た額	
				1棟の総戸数が6から10までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額	
				1棟の総戸数が11から50までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額	
				1棟の総戸数が51以上であるもの	500円に総戸数を乗じて得た額	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請			長期使用構造等適合住宅証を添付した場合	一戸建ての住宅		9,500円
			一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額	

	付せず、かつ、住宅性能評価書を添付した場合	1棟の総戸数5,000円に総戸数が6から10までを乗じて得た額であるもの
		1棟の総戸数3,500円に総戸数が11から25までを乗じて得た額であるもの
		1棟の総戸数3,000円に総戸数が26から50までを乗じて得た額であるもの
		1棟の総戸数2,500円に総戸数が51から100までを乗じて得た額であるもの
		1棟の総戸数2,000円に総戸数が101から200までを乗じて得た額であるもの
		1棟の総戸数1,500円に総戸数が201以上でを乗じて得た額あるもの
		長期使用構造等適合住宅証及び住宅性能評価書を添付しない場合

				1棟の総戸数6,500円に総戸数が26から50までを乗じて得た額であるもの
				1棟の総戸数5,500円に総戸数が51から100までを乗じて得た額であるもの
				1棟の総戸数5,000円に総戸数が101から300までを乗じて得た額であるもの
				1棟の総戸数4,500円に総戸数が301以上でを乗じて得た額あるもの
住宅を増築し、又は改築する場合	長期使用構造等適合証を添付した場合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	6,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が6から10までであるもの	5,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が11から25までであるもの	3,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が26から100までであるもの	2,000円に総戸数を乗じて得た額
			1棟の総戸数が101以上で	1,000円に総戸数を乗じて得た額

			あるもの	
長期使用等適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外	一戸建ての住宅		44,000円
		1棟の総戸数が5までであるもの	20,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が6から10までであるもの	16,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が11から25までであるもの	12,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が26から50までであるもの	11,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が51から100までであるもの	9,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が101から300までであるもの	8,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数が301以上であるもの	7,000円に総戸数を乗じて得た額	
譲受人の決定のみを事由とする計画の変更の場合	一戸建ての住宅以外	一戸建ての住宅		2,500円
		1棟の総戸数が5までであるもの	1,000円に総戸数を乗じて得た額	
		1棟の総戸数	500円に総戸数を	

				が6以上であるもの	乗じて得た額
地位の承継の承認申請		一戸建ての住宅			2,500円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟の総戸数が5までであるもの	1棟の総戸数1,000円に総戸数を乗じて得た額	
				1棟の総戸数500円に総戸数を乗じて得た額	
低炭素建築物新築等計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に規定する基準に適合していることを証する書面（以下「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円
				申請戸数が101から200までであるもの	138,000円

			申請戸数が 201から300ま でであるもの	175,000円
			申請戸数が 301以上であ るもの	186,000円
		共用部分	床面積の合計 が300平方メ ートル以下で あるもの	10,000円
			床面積の合計 が300平方メ ートルを超え 1,000平方メ ートル以下で あるもの	17,000円
			床面積の合計 が1,000平方 メートルを超 え2,000平方 メートル以下 であるもの	28,000円
			床面積の合計 が2,000平方 メートルを超 え5,000平方 メートル以下 であるもの	86,000円
			床面積の合計 が5,000平方	136,000円

				メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メ	17,000円

			一トル以下であるもの	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅			37,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	148,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	213,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	306,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	415,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	544,000円

				もの	
				申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	148,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え 5,000平方	301,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	387,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	462,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸部分及び共用部分以外	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法	床面積の合計が300平方
			の部		93,000円
					119,000円

			分	算以外の方メートル	
				計算であを 超 え	
				って、特別1,000 平方	
				な調査又メートル以	
				は研究の下であるも	
結果に基の					
づくもの床面積の合	156,000円				
による場計が 1,000					
合					
平方メート					
ルを 超 え					
2,000 平方					
メートル以					
下であるも					
の					
床面積の合	254,000円				
計が 2,000					
平方メート					
ルを 超 え					
5,000 平方					
メートル以					
下であるも					
の					
床面積の合	331,000円				
計が 5,000					
平方メート					
ルを 超 え 1					
万平方メー					
トル以下で					
あるもの					
床面積の合	398,000円				

					計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	395,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	938,000円

			超えるもの	
	その他の建築物	経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める方法による計	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
		算以外の方メートル計算であって、特別な調査又は研究の結果に基づくもの	床面積の合計が300平方メートルを超えて、特別1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
		合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円

				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	306,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	822,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証を添付した場合	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅		3,000円
		一戸建ての住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	3,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
				申請戸数が51から100	52,000円

				までであるもの	
				申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
				申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
				申請戸数が301以上であるもの	112,000円
			共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	17,000円

				2,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が2万5,000平方	129,000円

				メートルを 超えるもの	
			住戸部分及び共 用部分以外の部 分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	10,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メー トルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも	51,000円

				の	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
			その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超える	10,000円

			1,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
			床面積の合計が1万平方メートル	103,000円

			を 超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
			床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	129,000円
低炭素建築物新築	一戸建ての住宅			19,000円
等計画に係る技術 的審査適合証を添 付しない場合	一戸建ての住宅	住戸部分 住宅以外の	申請戸数が 1のもの	19,000円
			申請戸数が 2から5ま でであるも の	38,000円
			申請戸数が 6から10ま でであるも の	54,000円
			申請戸数が 11から25ま でであるも の	77,000円
			申請戸数が 26から50ま でであるも の	111,000円
			申請戸数が	161,000円

				51から100 までである もの	
				申請戸数が 101から200 までである もの	221,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	289,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	338,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	59,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	75,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー	99,000円

					ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が2,000 平方メー ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	159,000円
					床面積の合 計が5,000 平方メー ルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	207,000円
					床面積の合 計が1万平 方メー ルを超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	248,000円
					床面積の合 計が2万	291,000円

			5,000平方メートルを超えるもの	
	住戸	経済産業	床面積の合計が300平方メートル及び交通大臣が定めるもの	47,000円
	部分	大臣、国土	計が300平方メートル及び環境大臣が定める方法による計算	61,000円
	共用	及び環境	以下であるもの	
	部分	大臣が定	める方法による計算	
	以外	める方法	による計算	
	の部	による計	計が300平方メートルを	
	分	算以外の方	計算であって、特別1,000平方メートル以	
		計算であ	るもの	
		って、特別	な調査又は研究の結果に基	
		1,000平方	づくもの	
		メートル以	による場	
		下であるも	合	
		の	床面積の合計が1,000平方メートルを超え	81,000円
			2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え	135,000円
			5,000平方メートル以	

					下であるもの	
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	179,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
					床面積の合計が300平方メートル	155,000円

					を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が 1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	200,000円
					床面積の合 計が2,000 平方メート ルを 超 え 5,000平方 メートル以 下であるも の	291,000円
					床面積の合 計が 5,000 平方メート ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	361,000円
					床面積の合 計が 1 万平	428,000円

		方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
		床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	490,000円
その他の建築物	経済産業 大臣、国土 交通大臣 及び環境 大臣が定 める方法	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	47,000円
	による計 算以外の方 メートル 計算であ るを 超 えて、特別 な調査又 は研究の 結果に基 づくもの	床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	61,000円
	による場 合	床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超 え2,000平 方メー トル以	81,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	135,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	179,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円

			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	155,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	200,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
				床面積の合計	361,000円

				計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	建築物エネルギー消費性能基準（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号の工場等（以下この表において「工場等」という。）（建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	20,000円 28,000円

		一消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定により同法第37条の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物（以下「他の建築物」という。）を除く。）	する場合	下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	40,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	102,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	154,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方	191,000円

			メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	237,000円
	工場等以外の非住宅（他の建築物を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
			床面積の合計が	565,000円

				計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
			建築物エネルギー消費性能	床面積の合計が300平方メートル	93,000円

			基準等を以下である 定める省もの 令第1条 第1項第1号ロに 適合することを審 査する場合 合	以下である もの 床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	119,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メート ルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	156,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メート ルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	254,000円
				床面積の合 計が5,000 平方メート ルを超え1	331,000円

			万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
		他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
			床面積の合計	28,000円

			計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円

			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定により変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、又は通知する場合	工場等（他の建築物を除く。）	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ又はロに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	11,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	15,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	23,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	59,000円

		5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	90,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	113,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	140,000円
工場等以外の非住宅(他の建築物を除く。)	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
		床面積の合計	155,000円

			第1項第1号イに適合することを審査する場合	計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	200,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	361,000円

				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	47,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	61,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	81,000円

				2,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	135,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	179,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方	255,000円

		メートルを 超えるもの	
	他の建築物	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	6,000円
		床面積の合 計が300平 方メートル を 超 え 1,000 平 方 メートル以 下であるも の	10,000円
		床面積の合 計が1,000 平方メー トルを 超 え 2,000 平 方 メートル以 下であるも の	17,000円
		床面積の合 計が2,000 平方メー トルを 超 え 5,000 平 方 メートル以 下であるも	51,000円

			の	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イは口に適合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	5,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え	7,000円

		合するこ とを審査 する場合	1,000平方 メートル以 下であるも の	
		床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	11,000円	
		床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以 下であるも の	29,000円	
		床面積の合 計が5,000 平方メー トルを超え1 万平方メー トル以下で あるもの	45,000円	
		床面積の合 計が1万平 方メートル	56,000円	

		を越え2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	70,000円
工場等以外の非住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	61,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	77,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	100,000円

		の	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	145,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	180,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	214,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	245,000円
	建築物エ	床面積の合計	23,000円

	エネルギー消費性能基準等を定める省もの	
令第1条	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	30,000円
第1項第1号	1号口を超過することを審査する場合	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	40,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	67,000円
	床面積の合計が5,000	89,000円

				平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	108,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	127,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に規定する経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するこ	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅部分		申請戸数が1のもの	5,000円
		住宅以外の住宅		申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が	29,000円

	とを証する書面 (以下「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」という。)を添付した場合	11から25までであるもの		
		申請戸数が26から50までであるもの	48,000円	
		申請戸数が51から100までであるもの	87,000円	
		申請戸数が101から200までであるもの	138,000円	
		申請戸数が201から300までであるもの	175,000円	
		申請戸数が301以上であるもの	186,000円	
		共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートル	17,000円

					を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が 1,000 平方メート ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	28,000円
					床面積の合 計が2,000 平方メート ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	86,000円
					床面積の合 計が 5,000 平方メート ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	136,000円
					床面積の合 計が 1 万平	172,000円

				方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	215,000円
			住戸部分及び共 用部分以外の部 分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	10,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以	28,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円

		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
			床面積の合計	136,000円

			計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
建築物エネルギー	一戸建ての住宅			37,000円
消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	37,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	75,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	105,000円

			申請戸数が 11から25ま でであるも の	148,000円
			申請戸数が 26から50ま でであるも の	213,000円
			申請戸数が 51から100 までである もの	306,000円
			申請戸数が 101から200 までである もの	415,000円
			申請戸数が 201から300 までである もの	544,000円
			申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
		共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
			床面積の合 計が300平	148,000円

				方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が 1,000 平方メー ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が 2,000 平方メー ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	301,000円
				床面積の合 計が 5,000 平方メー ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	387,000円
				床面積の合	462,000円

				計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸建築物エネルギー消費性能基準等を定める省エネ部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			以外令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	156,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	467,000円

					超えるもの	
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円

			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
	その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合する	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	119,000円

				ことを審査する場合	メートル以下の	
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	398,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円	
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円	
建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能向上計画	一戸建ての住宅		3,000円	
		一戸建ての	住戸部分	申請戸数が	3,000円

性能向上計画変更認定申請に係る技術的審査住宅以外の住宅	適合証を添付した場合	1のもの	
		申請戸数が2から5までであるもの	6,000円
		申請戸数が6から10までであるもの	10,000円
		申請戸数が11から25までであるもの	17,000円
		申請戸数が26から50までであるもの	29,000円
		申請戸数が51から100までであるもの	52,000円
		申請戸数が101から200までであるもの	83,000円
		申請戸数が201から300までであるもの	105,000円
		申請戸数が	112,000円

				301以上であるもの	
			共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円

				の	
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超える	10,000円

				1,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
				床面積の合計が1万平方メートル	103,000円

		を越え2万5,000平方メートル以下であるもの	
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートルを越え1,000平方メートル以下であるもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを越え2,000平方メートル以下であるもの	17,000円

		の	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	51,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	82,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	103,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	129,000円
建築物エネルギー	一戸建ての住宅		19,000円

消費性能向上計画に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	19,000円
			申請戸数が2から5までであるもの	38,000円
			申請戸数が6から10までであるもの	54,000円
			申請戸数が11から25までであるもの	77,000円
			申請戸数が26から50までであるもの	111,000円
			申請戸数が51から100までであるもの	161,000円
			申請戸数が101から200までであるもの	221,000円
			申請戸数が201から300までであるもの	289,000円

				申請戸数が 301以上で あるもの	338,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	59,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	75,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以 下であるも の	99,000円
				床面積の合 計が2,000 平方メー トルを超え 5,000平方 メートル以	159,000円

		下であるもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	207,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	248,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	291,000円
住戸部分及び共用部分以外	建築物エネルギー消費性能基準等定める省令第10条第1号イ(2)及び	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
の部分		床面積の合計が300平方メートル	61,000円

				ロ(2)に 適合する ことを審 査する場 合	を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が 1,000 平方メー ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	81,000円
					床面積の合 計が 2,000 平方メー ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	135,000円
					床面積の合 計が 5,000 平方メー ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で あるもの	179,000円
					床面積の合 計が 1 万平	216,000円

					方メートル を超え2万 5,000平方 メートル以 下であるも の	
					床面積の合 計が2万 5,000平方 メートルを 超えるもの	255,000円
				その他の 場合	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	123,000円
					床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	155,000円
					床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方 メートル以	200,000円

					下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	361,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	428,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円

	その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	47,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	61,000円
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	81,000円
			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	135,000円
			床面積の合計	179,000円

				計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	216,000円
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	255,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	123,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以	155,000円

				下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	200,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	291,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	361,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方	428,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	490,000円
建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関等が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面（以下「建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証」という。）を添付した場合	一戸建ての住宅			5,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が1のもの	5,000円
				申請戸数が2から5までであるもの	10,000円
				申請戸数が6から10までであるもの	17,000円
				申請戸数が11から25までであるもの	29,000円
				申請戸数が26から50までであるもの	48,000円
				申請戸数が51から100までであるもの	87,000円

				もの	
				申請戸数が 101から200 までである もの	138,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	175,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	186,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	10,000円
				床面積の合 計が300平 方メートル を超え 1,000平方 メートル以 下であるも の	17,000円
				床面積の合 計が1,000 平方メー トルを超え 2,000平方	28,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	215,000円

				超えるもの	
			住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	17,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円

			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	172,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
		その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	17,000円

				メートル以下であるもの	
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	28,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	86,000円
				床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	136,000円
				床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	172,000円

			5,000平方メートル以下であるもの	
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	215,000円
建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査適合証を添付しない場合	一戸建ての住宅	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第2号イ(2)(i)及び(3)並びにロ(2)及び(3)に適合することを審査する場合		18,000円
		その他の場合		37,000円
	一戸建ての住宅以外の部分	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条の	申請戸数が1のもの	18,000円
	住宅	第2号イ	申請戸数が2から5までであるもの	35,000円
		(2)及び(3)並びにロ(2)の	申請戸数が6から10までであるもの	51,000円
		及び(3)に適合することを	申請戸数が11から25までであるもの	74,000円

					審査するの		
					場合	申請戸数が 26から50ま でであるも の	112,000円
						申請戸数が 51から100 までである もの	169,000円
						申請戸数が 101から200 までである もの	242,000円
						申請戸数が 201から300 までである もの	312,000円
						申請戸数が 301以上で あるもの	356,000円
					その他の	申請戸数が	37,000円
					場合	1のもの	
						申請戸数が 2から5ま でであるも の	75,000円
						申請戸数が 6から10ま でであるも の	105,000円

				申請戸数が 11から25ま でであるも の	148,000円
				申請戸数が 26から50ま でであるも の	213,000円
				申請戸数が 51から100 までである もの	306,000円
				申請戸数が 101から200 までである もの	415,000円
				申請戸数が 201から300 までである もの	544,000円
				申請戸数が 301以上で あるもの	639,000円
			共用部分	床面積の合 計が300平 方メートル 以下である もの	117,000円
				床面積の合 計が300平	148,000円

				方メートル を 超 え 1,000 平方 メートル以 下であるも の	
				床面積の合 計が 1,000 平方メー ルを 超 え 2,000 平方 メートル以 下であるも の	193,000円
				床面積の合 計が 2,000 平方メー ルを 超 え 5,000 平方 メートル以 下であるも の	301,000円
				床面積の合 計が5,000 平方メー ルを 超 え 1 万平方メー トル以下で ある も の	387,000円
				床面積の合	462,000円

				計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	539,000円
			住戸建築物エネルギー消費性能基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			以外令第1条第1号に適合することを審査する場合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	119,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方	156,000円

					メートル以下であるもの	
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	398,000円
					床面積の合計が2万5,000平方メートルを	467,000円

					超えるもの	
				その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円

			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
	その他の建築物	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号に適合することを審査する	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	93,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方	119,000円

				場合	メートル以下であるもの	
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	156,000円
					床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	254,000円
					床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	331,000円
					床面積の合計が1万平方メートルを超え2万	398,000円

				5,000平方メートル以下であるもの	
				床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	467,000円
			その他の場合	床面積の合計が300平方メートル以下であるもの	244,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下であるもの	306,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるもの	395,000円

			床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下であるもの	565,000円
			床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるもの	696,000円
			床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下であるもの	822,000円
			床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	938,000円
優良宅地造成認定申請	租税特別措置法(昭和32年法律第	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満であるとき。		130,000円

	26号) 第28条の4	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上	190,000円
	第3項第5号イ若	0.6ヘクタール未満であるとき。	
	しくは第63条第3	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1	260,000円
	項第5号イ又は第	ヘクタール未満であるとき。	
	31条の2第2項第	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3	390,000円
	14号ハ若しくは第	ヘクタール未満であるとき。	
	62条の3第4項第	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6	510,000円
14号ハに規定する	ヘクタール未満であるとき。		
宅地の造成に係るもの		造成宅地の面積が6ヘクタール以上10	660,000円
		ヘクタール未満であるとき。	
		造成宅地の面積が10ヘクタール以上で	870,000円
		あるとき。	
	租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成に係るもの		86,000円
優良住宅新築認定申請	租税特別措置法第28条の4第3項第	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。	6,200円
	6号若しくは第63	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下である	8,600円
	条第3項第6号又	は第31条の2第2	
	は第31条の2第2	とき。	
	項第15号ニ若しく	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下である	13,000円
	は第62条の3第4	項第15号ニに規定	
	する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。	35,000円
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下であるとき。	43,000円	
	新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき。	58,000円	

租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ規定する住宅の新築に係るもの	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下であるとき。	6,200円
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下であるとき。	8,600円
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下であるとき。	13,000円
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下であるとき。	35,000円
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるとき。	43,000円
特定の民間再開発事業認定申請		31,000円
特定民間再開発事業認定申請		32,000円
地区外転出事情認定申請		24,000円

別表第7備考5及び6中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第10号

静岡市介護保険条例の一部を改正する条例

静岡市介護保険条例（平成15年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「32,900円」を「37,900円」に改め、同項第2号中「42,800円」を「49,300円」に改め、同項第3号中「49,400円」を「56,900円」に改め、同項第4号中「59,300円」を「68,300円」に改め、同項第5号中「65,900円」を「75,900円」に改め、同項第6号中「79,000円」を「91,000円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「とする」を「とし、当該額が零を下回る場合には、零とする」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「85,600円」を「98,600円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「98,800円」を「113,800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「112,000円」を「129,000円」に改め、同号ア中「500万円」を「400万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「131,800円」を「136,600円」に改め、同号ア中「700万円」を「500万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「148,200円」を「189,700円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 151,800円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適

用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 159,300円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 170,700円

ア 合計所得金額が850万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 178,300円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第14条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「19,700円」を「22,700円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「32,900円」を「37,900円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「46,100円」を「53,100円」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

18 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第14条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とす

る。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

19 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

20 附則第18項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市介護保険条例第14条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第11号

静岡市市民文化会館条例の一部を改正する条例

静岡市市民文化会館条例（平成15年静岡市条例第114号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

楽屋浴室（シャワー付）	1区分	2,200円	2,200円			
-------------	-----	--------	--------	--	--	--

を

」

「

楽屋浴室（シャワー付）	1区分	2,200円	2,200円			
インターネット配信用機材	一式	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	
インターネット配信用通信機器	一式	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
インターネット配信用拡充機器	一式	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円	

に

」

改める。

別表第2の2附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

展示設備		320円
------	--	------

を

」

「

展示設備	320円
インターネット配信用機材	4,500円
インターネット配信用通信機器	1,500円
インターネット配信用拡充機器	1,700円

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡音楽館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第12号

静岡音楽館条例の一部を改正する条例

静岡音楽館条例（平成15年静岡市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表3 附属設備及び備品の利用料金の限度額の表中

「

ラジオ中継料	1回	6,380円				を
--------	----	--------	--	--	--	---

」

「

ラジオ中継料	1回	6,380円				に
インターネット 配信用機材	一式	4,500円	4,500円			
インターネット 配信用通信機器	一式	1,500円	1,500円			
インターネット 配信用拡充機器	一式	1,700円	1,700円			」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第13号

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市飯田生涯学習交流館	静岡市清水区下野西3番19号
--------------	----------------

を

」

「

静岡市飯田生涯学習交流館	静岡市清水区下野東9番1号
--------------	---------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第14号

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部を改正する条例

静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例（平成15年静岡市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号
------------------	------------------

を

」

「

城北小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区北安東四丁目27番3号
安東小学校グラウンド夜間照明施設	静岡市葵区安東三丁目16番1号

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第15号

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を、「修了したもの」の次に「(放課後児童支援員となった日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定しているものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第16号

静岡市都市公園条例の一部を改正する条例

静岡市都市公園条例（平成15年静岡市条例第231号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4公園を占有する場合（1）法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する駐車場その他の施設の表中

「

イ 第4条 第1項第4号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	清水日本平運動公園の球技場で競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1日につき	3,300円
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------	------------------	--------

を

」

「

イ 第4条 第1項第4号に規定する行為のために設けら	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツの競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しを行う場合に広告を掲出するた	表示面積1平方メートル1日につき	520円
-------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	------------------	------

れる仮設 工作物	設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの		
	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツ以外の競技会を行う場合に広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1日につき	2,600円
	清水日本平運動公園の球技場でアマチュアスポーツ以外の競技会を行う場合に当該競技会を行わない日を通じて広告を掲出するために設けられる看板、横断幕その他これらに類するもの	表示面積1平方メートル1月につき	6,600円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第17号

静岡市道路占用料条例の一部を改正する条例

静岡市道路占用料条例（平成15年静岡市条例第249号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	820円
	第2種電柱		1,300円
	第3種電柱		1,700円
	第1種電話柱		740円
	第2種電話柱		1,200円
	第3種電話柱		1,600円
	その他の柱類		74円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7円
	地下に設ける電線その他の線類		4円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	720円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	440円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,500円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		620円
	広告塔	表示面積1平方メー	7,700円

			トルにつき1年	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	31円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			44円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			66円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			88円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			130円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			180円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			310円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			440円
	外径が1メートル以上のもの			880円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			3,900円
	地下に設ける通路			2,300円
その他のもの		1,500円		
法第32条第1	祭礼、縁日その他の催しに際し、		占用面積1平方メートルにつき1年	77円

項第6号に掲げる施設	一時的に設けるもの		トルにつき1日	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	770円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	770円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	7,700円
	標識		1本につき1年	1,200円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	77円
		その他のもの	1本につき1月	770円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	77円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	770円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	7,700円
		その他のもの		3,900円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	1,500円
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	770円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				150円
政令第7条第	トンネルの上又は高架道路（当該		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗

8号に掲げる施設	路面下の地下を除く。)の路面下に設けるもの		トルにつき1年	じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料について適用し、同日の前日までの占用期間に係る占用料については、なお従前の例による。

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第18号

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年静岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同項ただし書中「第35条」を「第36条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第45条第4項中「第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項」を「第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項」に改め、同条を第46条とする。

第44条第5項中「第42条」を「第43条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条を第45条とする。

第43条第1項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第18条から第25条まで、第26条第3項並びに第28条」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条」に改め、同条第2項中「第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第15条第2項及び第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項」を「第9条第3項、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項」に、「第45条第1項」を「第46条第1項」に改め、同条を第44条とする。

第42条中「第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第15条第1項、第16条第1項、第19条、第20条、第21条第1項、第23条、第25条第2項、第26条第3項、第30条第3項、第33条並びに第35条」を「第11条第1項及び第2項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第

4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第16条、第17条、第27条、第29条、第34条及び第38条」を「第17条、第18条、第28条、第30条、第35条及び第39条」に改め、同条を第42条とし、第34条から第40条までを1条ずつ繰り下げる。

第33条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同条を第34条とし、第32条を第33条とする。

第31条第4項中「第16条、第18条、第19条、第21条から第23条まで、第25条及び第28条」を「第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条及び第29条」に改め、同条を第32条とし、第18条から第30条までを1条ずつ繰り下げる。

第17条ただし書中「第35条」を「第36条」に改め、同条を第18条とし、第13条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第13条とする。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の

特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道及び市道については、この条例による改正後の静岡市道路の構造の技術的基準を定める条例第9条並びに第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第19号

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1
静岡市立峰山小学校	静岡市葵区黒俣2741番地の16

を

」

「

静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1
-----------	---------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第20号

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「^{てんがい}天蓋」を「天蓋」に、「遮へい」を「遮蔽」に改め、同項第14号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第15号ウ中「遮へい」を「遮蔽」に改める。

第3条の見出し中「ふろがま」を「風呂釜」に改め、同条第1項中「ふろがまの」を「風呂釜の」に改め、同項第1号中「かま内」を「釜内」に改め、同項第2号及び同条第2項中「ふろがま」を「風呂釜」に改める。

第5条第1項中「^{がい}天蓋」を「天蓋」に改める。

第12条の2第1項中「第63条第13号」を「第63条第14号」に改める。

第17条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう」の次に「。第5号クにおいて同じ。）をいう」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第17条の2第1項第5号に次のように加え、同号を同項第6号とする。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項第4号アからウまでの規定中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第5号とする。

ケ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下このケにおいて同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止すること。ただし、コネクタ

一に十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

コ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とし、また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止させること。

サ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第17条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第23条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「水素ガス充てん」を「水素ガスの充填」に改め、同号オ中「充てん」を「充填」に改める。

第35条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「ふた」を「蓋」に改める。

第39条第4号中「さけめ」を「裂け目」に改める。

第43条第2項第7号、第44条第2項第2号及び第45条第2項第7号中「ふた」を「蓋」に改める。

第53条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いすの」を「椅子の」に、「いす席」を「椅子席」に改め、同条第5号ア、イただし書及びウ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第54条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に改め、同号ただし書中「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第55条中「いす席」を「椅子席」に改める。

第58条第1号ア中「いす席」を「椅子席」に、「長いす式」を「長椅子式」に改める。

第59条第3号ただし書中「かぎ」を「鍵」に改める。

第63条第17号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号の次に次の1号を加える。

(13) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第64条第2号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改める。

別表第1中「ふろがま」を「風呂釜」に、「外がま」を「外釜」に、「ふろ用以外」を「風呂用以外」に、「内がま」を「内釜」に、「ふろ用バーナー」を「風呂用バーナー」に、「隠ぺい」を「隠蔽」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の静岡市火災予防条例第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第21号

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第269条—第275条）」を
「第4節 運営に関する
第14章 雑則（第276条）
基準（第269条—第275条）
」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第31条に次の1項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じなければならない。

第31条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第31条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第33条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第46条中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第56条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第56条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第58条中「第31条」を「第31条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。

第62条中「第31条」を「第31条の2」に、「第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第32条」を「第32条第2項」に改める。

第76条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第78条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第84条第5号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第86条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第88条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第94条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号の規定による居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第94条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行

う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第95条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第97条中「第8条中」を「第8条第1項中」に改める。

第106条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第107条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第109条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第110条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第110条の2を第110条の3とし、第110条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第110条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第112条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第33条」を「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に改める。

第114条中「第26条、第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「から第38条まで」を「、第37条、第39条の2」に、「第33条に」を「第33条第1項に」に、「及び第33条」を「、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号」に、「及び第107条第3項」を「、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」に改める。

第134条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第38条」を「第39条の2」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第106条」と、「」の次に「同項、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に改め、「、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第142条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第143条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第145条中「第27条」の次に「、第31条の2」を加え、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第147条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれ」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第150条において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第150条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第163条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。)」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第170条第1項第2号ア中「第109条」を「第109条第1項」に改め、同号イ中「第109条」を

「第109条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア（イ）中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）後段を削る。

第177条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第178条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第178条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第180条の3中「、第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除く。）」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第33条第1項中」に、「「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」を「同項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第182条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第187条中「、第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項並びに第38条第2項を除く。）」に、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号」を加える。

第200条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第203条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第40条まで」の次に「(第38条第2項を除

く。)」を加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「第107条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第151条中」を「第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中」に改める。

第212条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第225条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第231条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第232条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第232条に次の1項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第236条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を

加え、「第33条中」を「第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中」に改め、「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」との次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と」を加える。

第244条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第247条中「第26条」の次に「、第31条の2」を、「第36条」の次に「、第37条、第39条」を、「第33条中」を「第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中」に改め、「指定特定施設の従業者」との次に「、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第256条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第259条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第260条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第262条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福

社用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第264条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「、第37条（第5項及び第6項を除く。）、第38条から第40条まで」を「から第40条まで（第37条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第19条中」を「第19条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第275条中「第26条」の次に「、第31条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第8条中」を「第8条第1項中」に改め、「第256条」と、の次に「同項、第31条の2第2項、第32条第3項第1号及び第3号並びに第39条の2第1号及び第3号中」を加え、「第32条中」を「第32条第1項中」に、「第107条第2項」を「第107条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

（電磁的記録等）

第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び前条において準用する場合を含む。）及び第223条第1項（第247条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によ

って認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第39条の2(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービス等基準条例第29条(第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。)、第56条(第62条において準用する場合を含む。)、第76条、第86条、第95条、第106条(第114条及び第134条において準用する場合を含む。)、第142条、第163条(第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。)、第177条、第200条、第212条、第231条、第244条及び第256条(第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第31条の2(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(第180条において準用する場合を含む。)、第180条の3、第187条、第203条(第215条において準用する場合を含む。)、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新居宅サービス等基準条例第31条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第32条第3項(第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条及び第275条において準用する場合を含む。)、第110条第2項(第114条、第134条、第167条(第180条において準用する場合を含む。))

む。)、第180条の3、第187条、第236条及び第247条において準用する場合を含む。)、第143条第2項(第203条(第215条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第259条第6項(第264条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新居宅サービス等基準条例第56条の2第3項(第62条において準用する場合を含む。)、第107条第3項(第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。)、第178条第4項、第213条第4項及び第232条第4項(第247条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 当分の間、新居宅サービス等基準条例第170条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新居宅サービス等基準条例第147条第1項第3号及び第178条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の静岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第170条第6項第1号ア(ウ)(後段の規定によるものに限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第22号

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）」を
「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第31条）」を
第5章 雑則（第32条）に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第14条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の2中「平成11年厚生省令第38号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等省令」という。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が指定居宅介護支援等省令第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

第19条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第20条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第20条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第22条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第23条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第28条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第28条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第32条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第14条第24号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第14条第18号の2の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第28条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第19条（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第20条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例

第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（第31条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第23号

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）」を
「第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）」を
第10章 雑則（第203条）
に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「をいう。」の次に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。第47条第4項第2号において同じ」を加え、同項第3号中「をいう」の次に「。第47条第4項第3号において同じ」を加え、同項第4号中「をいう」の次に「。第47条第4項第4号において同じ」を加え、同項第5号中「をいう。」の次に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「をいう。」の次に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「を

いう。」の次に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「をいう。」の次に「第47条第4項第8号及び」を加える。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うなければならない。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の

防止のための指針を整備すること。

- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「専ら」を削り、「以上。」を「以上」に改め、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以

外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次の各号のいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所
- (2) 指定短期入所療養介護事業所
- (3) 指定特定施設
- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
- (6) 指定地域密着型特定施設
- (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 指定介護老人福祉施設
- (10) 介護老人保健施設
- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「との連携」を「又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護

事業所等」という。)との密接な連携」に改め、「ときは」の次に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を加え、「指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受ける」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条中「第33条から」を「第32条の2から」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に、「第33条及び第34条」を「第32条の2第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を

受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第59条の13に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の14中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第59条の15に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第59条の20中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の20の3中「、第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条に」を「第34条第1項に」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「安全・サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第34条第1項中」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第64条第1項中「又は施設」の次に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の次に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「とする」の次に「。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条まで」の次に「、第40条の2」を加え、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第59条の17第1項」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第59条の17第1項」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする

る。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市長が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改め、「第59条の13第3項」の次に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「」をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指

定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の次に「(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第123条に次の1項を加える。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第34条を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第54条の17第1項」を「第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条の17第1項」に改める。

第138条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第146条に次の1項を加える。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」に改め、「第7章第4節」と」の次に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第25号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項中「生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第169条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(ウ)a及びbを削り、同(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第182条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第187条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第38条」の次に「、第40条の2」を、「規程」と、の次に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項各号」を「第7項各号」に改める。

第202条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条」を「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「第59条の13中」を「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中」に改める。

本則に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び前条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該

書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12（第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第32条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第33条第3項（第

59条において準用する場合を含む。)及び第59条の16第2項(第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第59条の13第3項(第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。)、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の2(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第163条の3(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第163条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第171条第2項第3号(第189条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第175条第1項(第189条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 10 当分の間、新地域密着型サービス基準条例第180条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、新地域密着型サービス基準条例第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第180条第1項第

1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第24号

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第45条—第53条）」を
「 第3節 運営に関する基準
第6章 雑則（第54条）
（第45条—第53条）
」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項ただし書及び第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第42条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第51条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉

施設（静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準条例第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第10項中「指定地域密着型サービス基準条例」を「静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）」に改める。

第14条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）」を加える。

第15条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条第4号中「及び」を「又は」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第1項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同（ウ）a及びbを削り、同（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第50条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業

務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第2条第4項、第39条の2（第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定介護老人福祉施設基準条例第27条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、

次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条第3項及び第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新指定介護老人福祉施設基準条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第31条第2項第3号(第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第39条第1項(第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 9 当分の間、新指定介護老人福祉施設基準条例第44条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準条例第3条第1項第3号ア及び第51条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以

後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の静岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第25号

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第45条—第53条）」を
第3節 運営に関する基準
第6章 雑則（第54条）
（第45条—第53条）
に改める。
」

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設（第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第5条第1項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第16条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第28条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(ウ)a及びbを削り、同(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第4項第1号イ(ア)中「第31条」を「第31条第1項」に改め、同イ(イ)中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第46条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第50条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第51条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第51条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第53条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）第2条第4項、第39条の2（第53条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護老人保健施設基準条例第28条及び第50条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第19条の2（第53条

- において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第19条の3（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第29条第3項及び第51条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第29条の2（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護老人保健施設基準条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護老人保健施設基準条例第32条第2項第3号（第53条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新介護老人保健施設基準条例第39条第1項（第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 9 当分の間、新介護老人保健施設基準条例第44条第2項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設は、新介護老人保健施設基準条例第3条第1項第3号及び第51条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の療養室であって、改正前の静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第44条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第26号

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年静岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第46条―第54条）」を
「第3節 運営に関する基準
第6章 雑則（第55条）
（第46条―第54条）
」に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院（第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第5条第2項第2号に次のように加える。

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則（昭和23

年厚生省令第50号) 第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同項第4号中「(昭和23年厚生省令第50号)」を削る。

第7条第5項第1号中「揚げる」を「掲げる」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行方会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第7号中「揚げる」を「掲げる」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な

措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(ウ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(ウ)a及びbを削り、同(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第2号に次のように加える。

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場に

において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項から第10項までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

11 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第7号イ及び第45条第2項第5号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第2条第4項、第40条の2（第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第20条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護医療院基準条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第20条の3（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護医療院基準条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第30条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護医療院基準条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護医療院基準条例第33条第2項第3号（第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新介護医療院基準条例第40条第1項（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講

じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

- 9 当分の間、新介護医療院基準条例第45条第2項第1号ア（イ）の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、新介護医療院基準条例第4条第1項第3号及び第4号並びに第7項第2号並びに第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の療養室であって、改正前の静岡市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例第45条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第27号

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第46条―第54条）」を
「 第3節 運営に関する基準
第6章 雑則（第55条）」
（第46条―第54条）
に改める。
」

第2条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書中「、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第17条第6項中「行方会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第42条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第43条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同（ウ）a及びbを削り、同（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第44条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同（ウ）a及びbを削り、同（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同（ウ）a及びbを削り、同（ウ）に次のただし書を加える。

ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「第28条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（前条において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他の知覚によって認識することができない方法を用いる。）によることができる。

附則第3項及び第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新介護療養型医療施設基準条例」という。）第2条第4項、第38条の2（第54条において準用する場合を含む。）及び第42条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護療養型医療施設基準条例第27条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第19条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護療養型医療施設基準条例第19条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第19条の3（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護療養型医療施設基準条例第19条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第28条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第28条の2（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新介護療養型医療施設基準条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第31条第2項第3号(第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を

定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めるものとする。

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新介護療養型医療施設基準条例第38条第1項（第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 9 当分の間、新介護療養型医療施設基準条例第43条第2項第1号ア（イ）、第44条第2項第1号ア（イ）及び第45条第2項第1号ア（イ）の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新介護療養型医療施設基準条例第3条第1項第2号及び第3号、第2項第2号及び第3号並びに第3項第2号及び第3号、第52条第2項並びに附則第3項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、改正前の静岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第43条第2項第1号ア（ウ）b、第44条第2項第1号ア（ウ）b及び第45条第2項第1号ア（ウ）bの規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第28号

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第263条—第265条)」
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第263条—第265条）
を 第14章 雑則（第266条） に
改める。」

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第54条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第54条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第54条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第54条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第54条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第54条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第54条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第54条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第54条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第62条中「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第50条の13」を「第50条の13第1項」に改める。

第72条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第72条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第72条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防

訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第54条の3」を「第54条の3第2項」に改める。

第82条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第84条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「及び第68条」を「、第68条及び第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第54条の3」を「第54条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第86条第1号中「構成される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第91条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第93条中「第54条の2」を「第54条の2の2」に、「及び第68条」を「、第68条及び第72条の2」に、「第54条の4」を「第54条の4第1項」に、「第54条の3」を「第54条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第72条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助

言を行うものとする。

- (5) 前号の規定による介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第120条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第120条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第120条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテ

ーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第120条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第121条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第123条中「第51条の3」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改める。

第129条第1項第1号から第5号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第132条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第138条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第139条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第142条中「第53条」の次に「第54条の2の2」を、「第54条の11」の次に「まで（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」に、「第120条の2第3項」を「第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第138条」と、第120条の2第3項及び第4項」に改める。

第153条第1項第2号ア中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に改め、同号イ中「第120条の4」を「第120条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア（イ）ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア（ウ）後段を削る。

第156条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第157条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第157条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入

所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第164条の3中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11」の次に「まで（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第54条の4第1項中」に改め、「第138条」と、」の次に「同項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第120条の2第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び第137条」を「、第137条並びに第139条の2第2項第1号及び第3号」に改める。

第166条第1項第1号から第4号までの規定中「1人以上」を「1以上」に改める。

第171条中「、第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項及び第6項を除く。）、第54条の9から第54条の11まで」を「第54条の11まで（第54条の8第5項及び第6項並びに第54条の9第2項を除く。）」に、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に、「第54条の4中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」に、「第120条の2第3項」を「第54条の4第1項中「第54条」とあるのは「第171条において準用する第138条」と、第120条の2第3項及び第4項」に改める。

第178条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第181条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「（第54条の9第2項を除く。）」を加え、「第54条の4中」を「第54条の2の2第2項、第54条の4第1項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第54条の4第1項中」に、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第120条の2第3項」を「第120条の2第3項及び第4項並びに第121条第2項第1号及び第3号」に、「第133条中」を「第133条第1項中」に改める。

第193条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第194条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第194条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第211条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第212条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第213条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第213条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第217条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を加え、「及び第54条の4」を「、第54条の2の2第2項、第54条の10の2第1号及び第3号並びに第54条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「第212条」との次に「、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第231条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第234条中「第53条まで」の次に「、第54条の2の2」を、「第54条の11まで」の次に「(第54条の9第2項を除く。)」を、「第52条」の次に「、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第54条の4中」を「第54条の4第1項中」に改め、「受託介護予防サービス事業所」との次に「、第139条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第242条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第245条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第246条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第248条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、の次に「同項、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第253条中「、第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「第54条の7まで、第54条の8（第5項及び第6項を除く。）、第54条の9から第54条の11まで」を「第54条の11まで（第54条の8第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第50条の

2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、」の次に「同項、第54条の2の2第2項並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を加え、「第50条の13中」を「第50条の13第1項中」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第262条中「第53条」の次に「、第54条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第50条の2中」を「第50条の2第1項中」に改め、「第242条」と、」の次に「同項、第54条の2の2第2項、第54条の3第3項第1号及び第3号並びに第54条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第266条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第50条の5第1項（第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条（第159条において準用する場合を含む。）、第164条の3、第171条、第181条（第196条において準用する場合を含む。）、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。）及び第209条第1項（第234条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項及び第54条の10の2(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新介護予防サービス等基準条例第54条(第62条において準用する場合を含む。)、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条(第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。)、第156条、第178条、第193条、第212条、第231条及び第242条(第253条及び第262条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護予防サービス等基準条例第54条の2第3項(第62条において準用する場合を含む。)、第120条の2第3項(第142条、第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。)、第157条第4項、第194条第4項及び第213条第4項(第234条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護予防サービス等基準条例第54条の2の2(第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第142条(第159条において準用する場合を含む。)、第164条の3、第171条、第181条(第196条において準用する場合を含む。)、第217条、第234条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新介護予防サービス等基準条例第54条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新介護予防サービス等基準条例第54条の3第3項(第62条、第74条、第84条、第93条及び第262条において準用する場合を含む。)、第121条第

2項（第181条（第196条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第139条の2第2項（第159条、第164条の3、第171条、第217条及び第234条において準用する場合を含む。）及び第245条第6項（第253条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 6 当分の間、新介護予防サービス等基準条例第153条第6項第1号ア（イ）の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新介護予防サービス等基準条例第129条第1項第3号及び第157条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、改正前の静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第153条第6項第1号ア（ウ）（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第29号

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年静岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）」を「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準（第33条）」を
第6章 雑則（第34条）に改める。

第2条に次の2項を加える。

- 5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条第9号中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（前条において準用する場合を含む。）及び第31条第26号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第2条第5項及び第27条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定介護予防支援等基準条例第18条（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護予防支援等基準条例第18条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護予防支援等基準条例第19条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護予防支援等基準条例第19条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第30号

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」
「 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条―第90条）」
を 第5章 雑則（第91条） に改

める。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の次に「(第10条第1項において「本体事業所等」という。)」を

加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の次に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「とする」の次に「。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。)」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の实情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市長が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市長が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条中「第26条、第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条(第4項を除く。)から第39条まで」を「第39条まで(第37条第4項を除く。)」に改め、「規程」と、の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「)をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただ

し書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第81条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条中「第24条、第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、第39条（第5項を除く。）」を「から第39条まで（第37条第4項及び第39条第5項を除く。）」に改め、「規程」と、の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」とを削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次の各号のいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価

- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たたる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項及び第37条の2(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条第3項(第65条において準用する場合を含む。)及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型介護予防サービス基準条例第31条第2項(第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第31号

静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第21条第2項中「第29条」を「第31条」に改める。

第23条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第23条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加え、同条を第30条とする。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第28条を第29条とし、第25条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第24条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条を第25条とする。

第23条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

本則に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新養護老人ホーム基準条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例第24条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準条例第25条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準条例第30条第1項

の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第32号

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第31条の2」に、「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム
の基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第49条—第52条）」を
「第5章 ユニット型地域
第6章 雑則（第53条）
密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第49条—第52条）
に
」

改める。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、「特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第49条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人

ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第11条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第7条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第23条第2項中「第31条」を「第31条の2」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第31条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第31条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第34条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第35条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(エ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(エ)a及びbを削り、同(エ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第36条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第40条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第42条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第45条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第47条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第48条中「及び第31条」を「、第31条及び第31条の2」に、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

第50条第4項第1号ア(イ) ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同ア(エ)中「次のいずれかを満たす」を「10.65平方メートル以上とする」に改め、同(エ)a及びbを削り、同(エ)に次のただし書を加える。

ただし、(ア) ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第52条中「第23条まで」の次に「、第24条の2」を、「、第31条」の次に「、第31条の2」を加え、「第31条まで」を「第31条の2まで」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第2条第5項（第48条において準用する場合を含む。）、第31条の2（第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）及び第33条第3項（第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新特別養護老人ホーム基準条例第7条（第48条において準用する場合を含む。）及び第34条（第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第24条第3項（第48条において準用する場合を含む。）及び第40条第4項（第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2（第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新特別養護老人ホーム基準条例第24条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第26条第2項第3号（第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新特別養護老人ホーム基準条例第31条第1項（第42条、第48条及び第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。
- 7 当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第35条第4項第1号ア（イ）及び第50条第4項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新特別養護老人ホーム基準条例第11条第1項第4号ア及び第40条第2項（第52条において準用する場合を含む。）の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改装された部分を除く。）の居室であつて、改正前の静岡市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第35条第4項第1号ア（エ）b及び第50条第4項第1号ア（エ）bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第33号

静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 設備及び運営に関する基準（第3条—第33条）」を
「第3章 設備及び運
第4章 雑則（第35
営に関する基準（第3条—第34条）
に改める。
条）」

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第8条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して開催することができるものとする。)」を加える。

第22条第2項中「第33条」を「第34条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援

専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第26条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第28条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第33条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1条及び1章を加える。

(虐待の防止)

第34条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じ

なければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第35条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第34条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止

のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第26条第2項第3号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第33条第1項の規定の適用については、同項中「次に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第34号

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号)
の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。第14条第2項において同じ。)」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要

な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条中「の児童に係る」の次に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第12条の2に規定する」を加える。

第28条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第30条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第22条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第22条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第22条の2第2項に規定する」を加える。

第37条第3項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第38条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第27条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第27条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第27条の2第2項に規定する」を加える。

第49条中「については、」の次に「基準省令第35条に規定する」を加える。

第58条第4項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

る。

第59条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第42条の2第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第42条の2第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第42条の2第2項に規定する」を加える。

第66条の3第1項中「者として」の次に「基準省令第49条第1項に規定する」を加え、同条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児」を「児童」に改め、「、少年おおむね5人につき1人以上」を削り、同条第15項中「除く。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第66条の17第1項中「場合には、」を「場合には」に改め、「同じ。）」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準省令第63条第1項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同条ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次の各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち^{かくたん}喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第66条の17第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「とする」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、

同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第68条第3項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第69条第1項中「かつ、」の次に「基準省令第74条第1項に規定する」を加え、同項第4号中「もの又は」の次に「基準省令第74条第1項第4号に規定する」を加え、同条第2項中「ための」の次に「基準省令第74条第2項に規定する」を加える。

第76条第4項中「同じ。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第77条第2項中「ための」の次に「基準省令第81条第2項に規定する」を加える。

附則第7条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」を「基準省令」に改める。

附則第16条第2項中「同条第6項中「言語聴覚士及び」を「同項中「言語聴覚士、」に、「同じ。）」及び」を「同じ。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第13条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新設備運営基準条例第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存する改正前の静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧設備運営基準条例」という。)第66条の2第1項第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準

条例第66条の3第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第66条の3第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第66条の3第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第66条の17第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第66条の17第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第35号

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第31条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第33条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第33条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第33条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第34条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第35条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第35条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条中「第35条」を「第35条第1項」に改める。

第48条第1項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条第2項中「第32条」の次に「、第35条の2」を加え、「第30条第1項」を「第30条第3項」に、「第35条」を「第35条第1項」に、「第47条第2項」を「同条第2項」に改める。

第59条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする」に改める。

第68条中「第73条」を「第73条第1項」に改める。

第69条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第71条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第72条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を

定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第73条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第76条第2項第4号中「第74条第2項」を「次条において準用する第35条の2第2項」に改める。

第77条中「第36条、第37条第1項」を「第33条の2、第35条の2から第37条（第2項を除く。）まで」に、「第40条」を「第40条の2」に改める。

第86条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第90条中「第93条」を「第93条第1項」に改める。

第91条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第93条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第94条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「及び第74条から第76条まで」を「、第75条及び第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第94条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第94条の5中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第109条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第109条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第122条中「第34条」を「第33条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第148条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第148条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第148条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に改める。

第157条第2項第4号中「第74条第2項」を「第35条の2第2項」に改める。

第158条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削り、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第158条の4中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に改め、「、第74条」を削る。

第162条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第163条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第169条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受

けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第171条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第171条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第182条に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第193条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第183条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第183条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の指定障害福祉サービス省令第196条の3に規定する当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第184条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第184条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第189条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第189条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条」を「第93条第1項」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第193条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第193条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第193条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテ

レビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第193条の12及び第193条の20中「第33条から」の次に「第35条まで、第36条から」を加える。

第195条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第199条に次の1項を加える。

- 6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の4第4項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改め、同条第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第200条の11中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の11において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第200条の21に次の1項を加える。

- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第200条の22中「第36条」を「第33条の2、第35条の2」に、「第74条から第76条まで」を「第75条、第76条」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第200条の22において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第93条第1項中」に改める。

第201条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第209条第1項中「第36条から」を「第33条の2、第35条の2から」に、「第60条まで」を「第61条まで」に改め、「第71条まで」の次に「、第75条」を、「第82条」の次に「、第87条から第

89条まで」を加え、「第93条の」を「第91条から第93条までの」に、「第209条第2項から第5項まで」を「第209条第1項」に、「同項第4号中「第74条第2項」とあるのは「第209条第1項において準用する第74条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第93条中」を「第89条第2号中「介護給付費又は特別介護給付費」とあるのは「特別介護給付費」と、第93条第1項中」に改め、同条第2項中「第61条、第74条、第75条、」を削り、「から第89条まで、第91条及び第92条」を「及び第86条」に改め、「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第87条第4項」及び「、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第61条、第74条、第75条、第87条から第89条まで、第91条、第92条、」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第61条、第74条、第75条、」、「、第87条から第89条まで、第91条、第92条」及び「、第74条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第87条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第89条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第91条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第9項及び第10項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第18項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第33条の2（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第193条の12、第193条の20、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第34条第3項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第122条、第193条の12並びに第193条の20において準用する場合を含む。）、第72条第2項及び第91条第2項（第94条の5、第109条、第109条の4、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11、第200条の22及び第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条の2第3項（第43条第1項及び第2項、第43条の4、第77条、第94条、第94条の5、第109条、第109条の4、第122条、第148条、第148条の4、第158条、第158条の4、第171条、第184条、第189条、第193条、第200条、第200条の11、第200条の22並びに第209条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準条例第35条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第36号

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 4 指定療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介

護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1

回以上、利用者の労働時間その他の障害福祉サービス省令第72条の3に規定する当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第25条の2（第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新障害福祉サービス基準条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項（第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第37号

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第6条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第14条第1項中「平成25年静岡市条例第12号」の次に「。第35条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第26条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする」に改める。

第35条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定

着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。第45条中「第51条」を「第51条第1項」に改める。

第46条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第46条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第46条の2 指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第48条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第49条第2項中「指定障害者支援施設等に」を「当該指定障害者支援施設等に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施

すること。

第51条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設等は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第52条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第58条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第58条の2 指定障害者支援施設等は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第58条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」

とする。

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第46条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第49条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害者支援施設基準条例第52条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第38号

静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（静岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第12号）第193条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第193条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催

することができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新障害者支援施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第39号

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第1号中「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」及び「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「行う場合には、」を「行う場合には」に改め、「）を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器に呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援省令」という。）第5条第2項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条及び第72条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条及び第72条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第72条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第72条において同じ。）を行う場合
第5条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項から前項まで」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第72条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第6条第2項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第6条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第6条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数
- 第6条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第23条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援省令」という。）を「指定通所支援省令」に改める。

第27条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）」を加える。

第37条中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第38条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第38条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第41条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項

の規定による掲示に代えることができる。

第44条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第51条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第55条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第70条第1項中「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第72条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所において」を「指定放課後等デイサービス事業所において、」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項

の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等^{かくたん}のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等^{かくたん}業務を行う場合

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第72条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項から前項まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第78条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第80条の3第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第80条の9中「第38条」の次に「、第38条の2」を加える。

第88条中「第38条」の次に「、第38条の2」を加え、「第43条中」を「第43条第1項中」に改める。

第89条第1項中「、第2項及び第4項、第6条」を「から第3項まで及び第5項、第6条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第72条第1項、第2項及び第4項」を「第72条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に

改め、同条第2項中「第5条第5項及び第72条第5項」を「第5条第6項及び第72条第6項」に改める。

附則第2項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第3条第4項及び第45条第2項（第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第5項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第5条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第5条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。

5 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第6条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第38条の2（第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場

合を含む。)の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第38条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第41条第2項(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 8 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第44条第3項(第54条の5、第58条、第70条、第77条、第77条の2、第80条、第80条の9及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第55条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第55条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第55条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第72条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第72条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第72条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第78条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支

援基準条例第78条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第78条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第40号

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条第1項第3号ア（ア）中「4.3」を「4」に改め、同ア（イ）中「である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第52条第1項第2号において「乳幼児」という。）」及び「及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を削り、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第5条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第52条第1項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

第21条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）」を加える。

第34条中「第40条」を「第40条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第37条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第38条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第40条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、

同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化を図るための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第42条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中「第40条中」を「第40条第1項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第3条第4項及び第42条第2項（第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の際に指定を受けている改正前の静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第4条第1項第3号ア（ア）に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉

型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第4条第1項第3号ア（ア）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第4条第1項第3号ア（イ）に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第4条第1項第3号ア（イ）の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定入所施設基準条例第35条の2（第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新指定入所施設基準条例第35条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定入所施設基準条例第38条第2項（第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 7 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定入所施設基準条例第41条第3項（第57条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第41号

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第6条第2項第2号中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項第3号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改める。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条第2項中「地域活動支援センターに」を「当該地域活動支援センターに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第17条とする。

(1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための

指針を整備すること。

- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第14条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第16条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第14条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域活動支援センター基準条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第42号

静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第15条第2項」を「第17条第2項」に改め、同項第3号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第15条とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第19条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して開催することができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及

び訓練を定期的実施すること。

第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第11条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第12条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して開催することができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の静岡市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第14条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新福祉ホーム基準条例第15条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第43号

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務局」を「市長公室、危機管理総室、総務局」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第11号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに制定する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

静岡市児童館条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第83号）の施行期日は、令和3年7月1日とする。

静岡市規則第12号

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月11日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市立こども園条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市立こども園条例施行規則(平成27年静岡市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

静岡市立小島こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
静岡市立折戸こども園	70人	0人(3人)	54人	13人	10人	3人

を

」

「

静岡市立小島こども園	52人	37人	15人	0人	0人	0人
------------	-----	-----	-----	----	----	----

に、

」

「

静岡市立原こども園	130人	0人(3人)	91人	36人	30人	6人
静岡市立三保こども園	90人	0人(3人)	64人	23人	20人	3人

を

」

「

静岡市立原こども園	130人	0人(3人)	91人	36人	30人	6人
-----------	------	--------	-----	-----	-----	----

に

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

訓令

静岡市訓令第1号

各局

各区役所

静岡市職員服務規程（平成15年静岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

令和3年2月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

様式第1号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第75号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			障害児通所支援1日当たり	居宅介護、同行援護及び行動援護30分当たり	重度訪問介護30分当たり	短期入所1日当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者	0円	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円	0円

C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯(所得割の額のない世帯)		1,100円	100円	50円	50円	100円
D1	A階層	12,000円以下	1,600円	200円	100円	100円	200円
D2	を除き	12,001円以上	2,200円	300円	150円	150円	300円
D3	当該年	30,000円以下					
D3	度分の	30,001円以上	3,300円	400円	200円	200円	400円
D4	市町村	60,000円以下					
D4	民税の	60,001円以上	4,600円	500円	250円	250円	600円
D5	課税世	96,000円以下					
D5	帯であ	96,001円以上	7,200円	700円	300円	300円	1,000円
D6	って、そ	189,000円以下					
D6	の市町	189,001円以上	10,300円	1,000円	400円	400円	1,400円
D7	村民税	277,000円以下					
D7	所得割	277,001円以上	13,500円	1,300円	500円	500円	1,800円
D8	の額の	348,000円以下					
D8	区分が	348,001円以上	17,100円	1,700円	600円	600円	2,300円
D9	次の区	465,000円以下					
D9	分に該	465,001円以上	21,200円	2,100円	800円	800円	2,800円
D10	当する	594,000円以下					
D10	世帯	594,001円以上	25,700円	2,500円	1,000円	1,000円	3,400円
D11		716,000円以下					
D11		716,001円以上	30,600円	3,000円	1,200円	1,200円	4,100円
D12		864,000円以下					
D12		864,001円以上	35,900円	3,500円	1,400円	1,400円	4,800円
		1,056,000円以下					

D13	1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	4,000円	1,600円	1,600円	5,500円
D14	1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	4,600円	1,900円	1,900円	6,400円
D15	1,439,001円以上	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額又は介護給付費等基準額	障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

備考

- 1 障害児の扶養義務者（障害児と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、障害児通所給付費基準額及び肢体不自由児通所医療費基準額又は介護給付費等基準額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、障害児の扶養義務者の1月当たりの負担額は、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定に

よる特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、5(2)に該当する場合を除き、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 障害児通所支援に係る負担基準額は、次に定めるところによること。

(1) C及びD 1 からD15までの税額等による階層区分の者であって、小学校就学前児童（障害児通所支援に係る小学校就学の始期に達するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童心理治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。以下同じ。）が2人以上いる障害児の扶養義務者にあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする（(2)に該当する場合を除く。）。

障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（扶養義務者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
その他の障害児	0円

(2) C及びD 1 からD15までの税額等による階層区分の者のうち、負担額算定基準者（扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であつた者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であつた者を除き、当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）をいう。以下同じ。）が2人以上いる扶養義務者であつて、当該扶養義務者及び当該扶養義務者と同一の世帯に属する者について児童福祉法第21条の6の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）を行った月の属する年度（当該措置を行った月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を合算した額が77,101円未満であるものにあつては、次の表の左欄に掲げる障害児の区分に応じ、右欄に掲げる額を当該扶養義務者の障害児1人当たりの負担基準額とする。

扶養義務者の障害児（小学校就学前負担額算定基準者（負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものをいう。以下同	負担基準額に定める額
--------------------------------------------------------------	------------

じ。)であるものを除く。)	
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下同じ。）である障害児（全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額
扶養義務者の小学校就学前最年長負担額算定基準者である障害児（負担額算定基準者のうち小学校就学前負担額算定基準者以外の者が1人のみである場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
扶養義務者の小学校就学前負担額算定基準者である障害児（小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児に限り、全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者である場合に限る。）	負担基準額に定める額に0.5を乗じて得た額
その他の障害児	0円

(3) 障害児が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、当該障害児に係る負担基準額については徴収しないこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に基づく費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示第713号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第21条の6に規定する障害児通所支援又は障害福祉サービスの措置に係る同法第56条第2項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第76号

静岡市身体障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第122号）第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 障害福祉サービス（居宅介護、同行援護、重度訪問介護、短期入所及び共同生活援助に限る。）の被措置者及び扶養義務者

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額			
			居宅介護 及び同行 援護30分 当たり	重度訪問 介護30分 当たり	短期入所 1日当 たり	共同生活 援助1月 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除	0円	0円	0円	0円	0円

	く。)						
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	50円	50円	100円	1,100円	
D 1	A 階	12,000円以下	1,600円	100円	100円	200円	1,600円
D 2	層を 除き	12,001円以上 30,000円以下	2,200円	150円	150円	300円	2,200円
D 3	当該 年度	30,001円以上 60,000円以下	3,300円	200円	200円	400円	3,300円
D 4	分の 市町	60,001円以上 96,000円以下	4,600円	250円	250円	600円	4,600円
D 5	村民 税の	96,001円以上 189,000円以下	7,200円	300円	300円	1,000円	7,200円
D 6	課税 世帯	189,001円以上 277,000円以下	10,300円	400円	400円	1,400円	10,300円
D 7	であ って、	277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	500円	1,800円	13,500円
D 8	その 市町	348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	600円	2,300円	17,100円
D 9	村民 税所	465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	800円	2,800円	21,200円
D10	得割 の額	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	1,000円	3,400円	25,700円
D11	の区 分が	716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	1,200円	4,100円	30,600円
D12	次の 区分	864,001円以上 1,056,000円以	35,900円	1,400円	1,400円	4,800円	35,900円

	に該	下					
D13	当す	1,056,001円以上	41,600円	1,600円	1,600円	5,500円	41,600円
	る世帯	以下					
D14		1,238,001円以上	47,800円	1,900円	1,900円	6,400円	47,800円
		以下					
D15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額

備考

- 1 身体障害者及びその扶養義務者（身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする。ただし、身体障害者にあつては介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。
- 2 1の規定にかかわらず、身体障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第

6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該身体障害者及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円

1	階	前年分の対象収入額の年額区分	
2	層に	270,000円以下	0円
3	該当	270,001円以上280,000円以下	1,000円
4	する	280,001円以上300,000円以下	1,800円
5	者以	300,001円以上320,000円以下	3,400円
6	外の	320,001円以上340,000円以下	4,700円
7	者	340,001円以上360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上640,000円以下	27,500円
21		640,001円以上680,000円以下	30,800円
22		680,001円以上720,000円以下	34,100円
23		720,001円以上760,000円以下	37,500円
24		760,001円以上800,000円以下	39,800円
25		800,001円以上840,000円以下	41,800円
26		840,001円以上880,000円以下	43,800円
27		880,001円以上920,000円以下	45,800円
28		920,001円以上960,000円以下	47,800円
29		960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
30		1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円

31	1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満 切り捨て)

備考

- 1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することにより対象収入額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える身体障害者本人の利用者負担が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

3 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者の扶養義務者

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円

D 1	A階層を除	12,000円以下	3,300円
D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	4,500円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	6,700円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	9,300円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	14,500円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	20,600円
D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	27,100円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	34,300円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	42,500円
D 10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	51,400円
D 11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	61,200円
D 12		864,001円以上1,056,000円以下	71,900円
D 13		1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300円
D 14		1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600円
D 15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額

又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村住民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより税額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	1階層に該当する者以外の者	前年分の対象収入額の年額区分
	270,000円以下	0円
	270,001円以上280,000円以下	500円
	280,001円以上300,000円以下	900円
	300,001円以上320,000円以下	1,700円
	320,001円以上340,000円以下	2,300円
	340,001円以上360,000円以下	2,900円
	360,001円以上380,000円以下	3,700円
	380,001円以上400,000円以下	4,500円
	400,001円以上420,000円以下	5,400円
	420,001円以上440,000円以下	6,200円
	440,001円以上460,000円以下	7,000円
	460,001円以上480,000円以下	7,900円
	480,001円以上500,000円以下	8,700円
	500,001円以上520,000円以下	9,500円
	520,001円以上540,000円以下	10,400円
	540,001円以上560,000円以下	11,200円
	560,001円以上580,000円以下	12,000円
	580,001円以上600,000円以下	12,900円
	600,001円以上640,000円以下	13,700円
	640,001円以上680,000円以下	15,400円
	680,001円以上720,000円以下	17,000円
	720,001円以上760,000円以下	18,700円
	760,001円以上800,000円以下	19,900円
	800,001円以上840,000円以下	20,900円
	840,001円以上880,000円以下	21,900円
	880,001円以上920,000円以下	22,900円
	920,001円以上960,000円以下	23,900円

29	960,001円以上1,000,000円以下	24,900円
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900円
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200円
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500円
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900円
34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上	(対象収入額－150万円) × 0.9 ÷ 12月 ÷ 2 + 40,500円 (100円 未満切り捨て)
備考		
<p>1 身体障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額の欄に掲げる額とする。</p> <p>2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。</p>		

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者の扶養義務者（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額
A	被保護者等	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円
D 1	A階層を除く 12,000円以下	1,600円

D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	2,200円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	3,300円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	4,600円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	7,200円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	10,300円
D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	13,500円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	17,100円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	21,200円
D10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	25,700円
D11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	30,600円
D12		864,001円以上1,056,000円以下	35,900円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800円
D15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額
備考			
<p>1 身体障害者の扶養義務者（身体障害者の入所時に身体障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（身体障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から身体障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額</p>			

又は均等割の額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。

(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

(2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(旧告示の廃止)

2 静岡市身体障害者福祉法施行細則第25条第2項に規定する身体障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示(平成24年静岡市告示第715号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第38条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第77号

静岡市知的障害者福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第123号）第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月1日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 障害福祉サービス（居宅介護、行動援護、短期入所及び共同生活援助に限る。）の被措置者及び扶養義務者

税額等による階層区分		上限月額	負担基準額		
			居宅介護 及び行動 援護30分 当たり	短期入所 1日当 たり	共同生活 援助1月 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給者（以下「被保護者等」という。）	0円	0円	0円	0円
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	0円	0円	0円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であ	1,100円	50円	100円	1,100円

		って、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯(所得割の額のない世帯)				
D 1	A階層	12,000円以下	1,600円	100円	200円	1,600円
D 2	を除き 当該年	12,001円以上 30,000円以下	2,200円	150円	300円	2,200円
D 3	度分の 市町村	30,001円以上 60,000円以下	3,300円	200円	400円	3,300円
D 4	民税の 課税世	60,001円以上 96,000円以下	4,600円	250円	600円	4,600円
D 5	帯であ って、	96,001円以上 189,000円以下	7,200円	300円	1,000円	7,200円
D 6	その市 町村民	189,001円以上 277,000円以下	10,300円	400円	1,400円	10,300円
D 7	税所得 割の額	277,001円以上 348,000円以下	13,500円	500円	1,800円	13,500円
D 8	の区分 が次の	348,001円以上 465,000円以下	17,100円	600円	2,300円	17,100円
D 9	区分に 該当す	465,001円以上 594,000円以下	21,200円	800円	2,800円	21,200円
D10	る世帯	594,001円以上 716,000円以下	25,700円	1,000円	3,400円	25,700円
D11		716,001円以上 864,000円以下	30,600円	1,200円	4,100円	30,600円
D12		864,001円以上 1,056,000円以下	35,900円	1,400円	4,800円	35,900円
D13		1,056,001円以上 1,238,000円以下	41,600円	1,600円	5,500円	41,600円
D14		1,238,001円以上 1,439,000円以下	47,800円	1,900円	6,400円	47,800円

D15	1,439,001円以上	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額	介護給付費等基準額
<p>備考</p> <p>1 知的障害者及びその扶養義務者（知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高いものに限る。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額とする（行動援護については、所要時間が7時間30分以上の場合は、当該額を16倍した額を同日分の負担すべき額とする。）。ただし、知的障害者にあつては介護給付費等基準額を上限とし、扶養義務者にあつては介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を上限とする。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、知的障害者及びその扶養義務者の1月当たりの負担額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、上限月額欄に掲げる額を上限とする。</p> <p>3 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>(1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。</p> <p>(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特</p>					

定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該知的障害者及びその扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

2 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者

対象収入額等による階層区分		負担基準月額	
1	被保護者等	0円	
2 3 4 5 6	階層に該当する者以外の	前年分の対象収入額の年額区分	
		270,000円以下	0円
		270,001円以上280,000円以下	1,000円
		280,001円以上300,000円以下	1,800円
		300,001円以上320,000円以下	3,400円
	320,001円以上340,000円以下	4,700円	

7	者	340,001円以上360,000円以下	5,800円
8		360,001円以上380,000円以下	7,500円
9		380,001円以上400,000円以下	9,100円
10		400,001円以上420,000円以下	10,800円
11		420,001円以上440,000円以下	12,500円
12		440,001円以上460,000円以下	14,100円
13		460,001円以上480,000円以下	15,800円
14		480,001円以上500,000円以下	17,500円
15		500,001円以上520,000円以下	19,100円
16		520,001円以上540,000円以下	20,800円
17		540,001円以上560,000円以下	22,500円
18		560,001円以上580,000円以下	24,100円
19		580,001円以上600,000円以下	25,800円
20		600,001円以上640,000円以下	27,500円
21		640,001円以上680,000円以下	30,800円
22		680,001円以上720,000円以下	34,100円
23		720,001円以上760,000円以下	37,500円
24		760,001円以上800,000円以下	39,800円
25		800,001円以上840,000円以下	41,800円
26		840,001円以上880,000円以下	43,800円
27		880,001円以上920,000円以下	45,800円
28		920,001円以上960,000円以下	47,800円
29		960,001円以上1,000,000円以下	49,800円
30		1,000,001円以上1,040,000円以下	51,800円
31		1,040,001円以上1,080,000円以下	54,400円
32		1,080,001円以上1,120,000円以下	57,100円
33		1,120,001円以上1,160,000円以下	59,800円
34		1,160,001円以上1,200,000円以下	62,400円
35		1,200,001円以上1,260,000円以下	65,100円
36		1,260,001円以上1,320,000円以下	69,100円

37	1,320,001円以上1,380,000円以下	73,100円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	77,100円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	81,100円
40	1,500,001円以上	(対象収入額-150万円) × 0.9 ÷ 12月 + 81,100円 (100円未満 切り捨て)

備考

- 1 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。
- 3 複数のサービスを利用することにより対象収入額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える知的障害者本人の利用者負担が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

3 障害福祉サービス（施設入所支援又は宿泊型自立訓練を利用しつつ生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を利用する場合に限る。）の被措置者の扶養義務者

税額等による階層区分		負担基準月額	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	2,200円	
D 1	A階層を除	12,000円以下	3,300円
D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	4,500円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	6,700円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	9,300円
D 5	世帯であつ	96,001円以上189,000円以下	14,500円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	20,600円

D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	27,100円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	34,300円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	42,500円
D10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	51,400円
D11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	61,200円
D12		864,001円以上1,056,000円以下	71,900円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下	83,300円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下	95,600円
D15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。
 - (2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第314条の2第1項第11

号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村住民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 同一の者が2人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合及び複数のサービスを利用することにより税額等による階層区分に応じた負担基準月額を超える扶養義務者の利用者負担額が発生する場合には、当該階層区分に応じた負担基準月額を上限とする。

4 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者（2に該当する者を除く。）

対象収入額等による階層区分		負担基準月額
1	被保護者等	0円
2	1階層に	0円
	270,000円以下	
3	該当 270,001円以上280,000円以下	500円

4	する 者以 外の 者	280,001円以上300,000円以下	900円
5		300,001円以上320,000円以下	1,700円
6		320,001円以上340,000円以下	2,300円
7		340,001円以上360,000円以下	2,900円
8		360,001円以上380,000円以下	3,700円
9		380,001円以上400,000円以下	4,500円
10		400,001円以上420,000円以下	5,400円
11		420,001円以上440,000円以下	6,200円
12		440,001円以上460,000円以下	7,000円
13		460,001円以上480,000円以下	7,900円
14		480,001円以上500,000円以下	8,700円
15		500,001円以上520,000円以下	9,500円
16		520,001円以上540,000円以下	10,400円
17		540,001円以上560,000円以下	11,200円
18		560,001円以上580,000円以下	12,000円
19		580,001円以上600,000円以下	12,900円
20		600,001円以上640,000円以下	13,700円
21		640,001円以上680,000円以下	15,400円
22		680,001円以上720,000円以下	17,000円
23		720,001円以上760,000円以下	18,700円
24	760,001円以上800,000円以下	19,900円	
25	800,001円以上840,000円以下	20,900円	
26	840,001円以上880,000円以下	21,900円	
27	880,001円以上920,000円以下	22,900円	
28	920,001円以上960,000円以下	23,900円	
29	960,001円以上1,000,000円以下	24,900円	
30	1,000,001円以上1,040,000円以下	25,900円	
31	1,040,001円以上1,080,000円以下	27,200円	
32	1,080,001円以上1,120,000円以下	28,500円	
33	1,120,001円以上1,160,000円以下	29,900円	

34	1,160,001円以上1,200,000円以下	31,200円
35	1,200,001円以上1,260,000円以下	32,500円
36	1,260,001円以上1,320,000円以下	34,500円
37	1,320,001円以上1,380,000円以下	36,500円
38	1,380,001円以上1,440,000円以下	38,500円
39	1,440,001円以上1,500,000円以下	40,500円
40	1,500,001円以上	$(\text{対象収入額} - 150\text{万円}) \times 0.9 \div 12\text{月} \div 2 + 40,500\text{円}$ (100円未満切り捨て)

備考

- 知的障害者が負担すべき額は、対象収入額等による階層区分に応じ、負担基準月額欄に掲げる額とする。
- この表において「対象収入額」とは、収入額（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料等の必要経費の額を控除した額をいう。

5 障害福祉サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の被措置者の扶養義務者（3に該当する者を除く。）

税額等による階層区分		負担基準月額	
A	被保護者等	0円	
B	当該年度分の市町村民税が非課税の者（A階層に該当する者を除く。）	0円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	1,100円	
D 1	A階層を除	12,000円以下	1,600円
D 2	き当該年度	12,001円以上30,000円以下	2,200円
D 3	分の市町村	30,001円以上60,000円以下	3,300円
D 4	民税の課税	60,001円以上96,000円以下	4,600円
D 5	世帯であっ	96,001円以上189,000円以下	7,200円
D 6	て、その市	189,001円以上277,000円以下	10,300円

D 7	町村民税所	277,001円以上348,000円以下	13,500円
D 8	得割の額の	348,001円以上465,000円以下	17,100円
D 9	区分が次の	465,001円以上594,000円以下	21,200円
D10	区分に該当	594,001円以上716,000円以下	25,700円
D11	する世帯	716,001円以上864,000円以下	30,600円
D12		864,001円以上1,056,000円以下	35,900円
D13		1,056,001円以上1,238,000円以下	41,600円
D14		1,238,001円以上1,439,000円以下	47,800円
D15		1,439,001円以上	介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額

備考

- 1 知的障害者の扶養義務者（知的障害者の入所時に知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子（知的障害者が20歳未満の場合においては、配偶者、父母又は子）のうち、市町村民税の税額が最も高い者をいう。以下この表において同じ。）が負担すべき額は、それぞれ税額等による階層区分に応じ、負担基準月額のカラムに掲げる額とする。
- 2 1の規定にかかわらず、扶養義務者が負担すべき額が、介護給付費等基準額及び療養介護医療費基準額から知的障害者本人が負担する額を控除した額を超える場合は、当該控除した額を負担するものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいい、「均等割」とは、同法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。ただし、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除は適用しないものとする。

- (2) 扶養親族及び特定扶養親族があるときは、旧地方税法第292条第1項第11号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
- (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、当該者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。
- ア 地方税法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
- イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(旧告示の廃止)
- 2 静岡市知的障害者福祉法施行細則第16条第2項に規定する知的障害者又はその扶養義務者から徴収する費用に係る徴収基準を定めた告示(平成24年静岡市告示第714号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた障害福祉サービスに係る知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。